平成27年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成27年12月16日 開会

平成27年12月18日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成27年第4回奈井江町議会定例会(初日)

平成27年12月16日(水曜日) 午前10時00分開会

- ○議事日程(第1号)
 - 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - 4.例月出納定例検査報告
 - 第 4 行政報告(町長、教育長)
 - 第 5 町政一般質問(通告順)
 - 第 6 議案第1号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)
 - 第 7 議案第2号 平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)
 - 第 8 議案第3号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第1号)
 - 第 9 議案第4号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算 (第2号)
 - 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 7 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算 (第 2 号)
 - 第11 請願第1号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書
- 出席議員(8名)

1番	大 関 光 敏	2番	竹森	毅
3番	遠藤井子	4番	石 川 正	人
5番	三浦 きみ子	7番	笹木 利津	子
8番	大 矢 雅 史	9番	森 山	務

○ 欠席議員(1人)

6番 森岡新二

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名(16名)

良 治 町 녙 北 副 長 三本英司 町 教 育 長 博 文 萬 会 計 管 理者 篠 田 茂 美 ふるさと振興参事 碓井 直 樹

まちづくり課長 相澤 公 くらしと財務課長 小 澤 克 則 おもいやり課長 和浩 馬場 ふるさと商工課長 横山 誠 ふるさと創生課長 石 塚 俊也 まちなみ課長 大 津 一 由 健康ふれあい課長 小澤 敏 博 やすらぎの家施設長 表 久 義 教育 次長 静 山﨑 くらしと財務課長補佐 秋葉 秀祐 中野浩二 代表監査委員

○欠席した者の氏名(○名)

○ 職務のために出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 岩口 茂庶 務 係 長 栗山 ひろみ

(10時00分)

挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

本会議を始めます前に1点ご報告致します。

今般、奈井江商業高等学校より、授業の一環として、本日の定例会を午前10時20 分頃より、40分程度の時間で傍聴したい旨の申し出が事前にありました。

町政の運営に関心をもって頂き、私も大変喜んでいるところでありますが、教師・生 徒合わせまして26名とのことであります。

傍聴される方々は、座席が大変狭くなりますけれども、ご理解頂きますよう、お願い 致します。

また、奈井江商業高等学校、及び町広報担当者より、開会中、議場での写真撮影の申し出があり、許可したことを報告致します。

開会

●議長

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成27年第4回定例会を開会致 します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員 を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から18日までの3日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から18日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時02分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。 議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

● 4番

皆さん、おはようございます。

本日の第4回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。

委員会開催日は、平成27年9月8日から、本日12月16日まで2回開催しております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成27年9月15日、調査事項は、第3回定例会に関する議会運営に ついてであります。調査内容は①追加議案についてであります。

次に、委員会開催日平成27年12月11日、調査事項は、第4回定例会に関する議会運営についてであります。調査内容は①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③選挙について、④議案審議について、⑤請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑥調査等についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。 まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。

それでは、第3回定例会におきまして付託されました調査事項について、調査を終了 しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日10月20日、調査事項、調査第1号「広域行政の取り組みについて」 まちづくり課長、企画広報主幹の出席を求め提出された資料の説明を受けた後、質疑を 行いました。

調査内容、1.地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べの概要について、2.中空 知広域市町村圏の一部事務組合・広域連合について。加入状況、主な所管事務内容も含 んでおります。3.事務組合等を設置しない広域的取り組みについて、4.定住自立圏構 想の取り組み経過について。

意見・要望と致しまして、地方財政を取り巻く情勢が大変厳しく、地方分権や国の構造改革が進む中、近隣市町との様々な広域的な連携を、積極的に推進していることを評価するものであります。

今後において、急速な少子高齢化、情報化の進展など、多様化・高度化する住民二一 ズに対応するため、効果の検証と共に更なる連携の充実、行政事務の効率化に期待する ものである。

委員会開催日10月30日、調査事項、調査第2号「公園の維持管理について(現地調査含む)」まちなみ課長、土木建築公住主幹、土木係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施致しました。

調査内容、1.美唄奈井江都市計画公園について、2.平成26年度公園維持管理契約 状況について、3.公の施設に係る指定管理者の指定について、4.奈井江町公園施設長 寿命化修繕計画の策定について。

意見・要望と致しまして、公園は、幅広い年齢層の自然とのふれあい・憩の場であり、 地域コミュニティ活動や子ども達の遊びの場などとして多様な活用の拠点である。

公園の遊具については、老朽化や破損等が見受けられ、奈井江町公園施設長寿命化修 繕計画に基づく計画的な管理・修繕に努められたい。

公共施設等総合管理計画は策定途中であるが、今後の公園施設については、地区や子 ども達の要望を充分反映した公園整備となるよう望むものである。

委員会開催日11月4日、調査事項、調査第4号「就学援助の状況について」教育次 長、教育支援係長、教育支援係主査の出席を求め資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1.援助される内容と金額について、2.学年別支給一覧について、3.要保護・準用保護就学援助費の推移について、4.特別支援教育就学奨励費の推移について、

意見・要望と致しまして、就学援助の状況については、本町の小中学校における準要保護率は20%程度を推移していること、援助制度の必要な児童生徒の保護者に対し、制度の周知や申請の勧奨の実施などが報告された。

本制度は、就学困難な児童生徒のために必要不可欠な制度であり、認定基準の維持と共に、生活扶助基準の見直しに伴う支給基準への影響が及ばないよう望むものである。

今後とも、支援の必要な児童生徒の保護者に対し、確実に就学援助が実施されるよう、 制度の周知等に努めていただきたい。

委員会開催日11月13日、調査事項、調査第3号「高齢者等の社会福祉事業について」おもいやり課長、福祉子育て支援主幹の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1. 社会福祉総務費関係について、2. 老人福祉費関係について、3. 社会福祉施設費関係について、4. 老人福祉施設費関係について、5. 平成27年度奈井江町民生・児童委員協議会年間事業計画について。

意見・要望と致しまして、所管事務調査を行なう前に、奈井江町社会福祉協議会の担 当職員より「社会福祉協議会について」をテーマに講話をいただき、調査の参考と致し ました。

本町における、高齢者等の社会福祉事業全般にわたり、事業の概要等について説明を受けた。

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域やボランティア、社会福祉協議会等の多様な取り組みが行われていることは、大いに評価するものである。

引きこもり防止、健康増進等を目的とした入浴券事業について、充分理解するものであるが、更なる利用率の向上に向け検討願いたい。

今後においても、高齢者等の社会参加の推進、在宅サービスの充実などに引き続き努めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時11分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の調査報告を致します。

委員会開催日9月15日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。

調査内容、①創刊号の誌面構成について、②「広報ないえ」との兼ね合いについて。

委員会開催日10月2日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。

調査内容、①広報誌印刷等の見積もり結果について、②創刊号の誌面構成について、

③議会中継について。

委員会開催日10月15日、調査事項、議会広報誌の編集について。

調査内容、①広報誌の校正について、②広報誌のホームページ掲載について。

委員会開催日10月21日、調査事項、議会広報の編集について。

調査内容、①広報誌の校正について。

委員会開催日12月11日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。

調査内容、①ないえ議会だより2月号の発行について、②議会中継について。

なお、11月1日付で議会だより創刊号を発行したことを申し添えまして、報告と致 します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時13分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時14分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

平成27年第3回定例会以降の主なる事項について、一般行政報告を申し上げたいと 思う次第でございます。

まちづくり課関係につきましては、9月28日、多くの町民、関係者にご参加を頂く中、秋の交通安全大会および無事故祈願祭を開催致しまして、近隣市町で多発致しております飲酒運転による事故を未然に防ぐため、大会参加者全員による署名活動を行ったところでございます。

一方で、11月30日、たいへん痛ましい、町民同士による交通死亡事故が発生致しました。

故人のご冥福をお祈り致しますと同時に、この悲しみを力に変えまして、改めて交通 ルールの遵守、交通マナーの徹底を訴え、事故のない、安心安全なまちづくりを1日1 日積み上げて参りたいと考えております。

10月5日には、砂川消防署奈井江・浦臼支署の新庁舎開署式を行うと共に、30日には、定住施策の一環と致しまして、町の公式ホームページのリニューアルを行ったところでございます。

11月9日の日には、北海道町村会の中央要請を行いまして、総務大臣、政務官等に

対し、地方創生の推進、町村財政の基盤強化等について、強く訴えて参ったところでございます。

19日には、全国町村長大会が開催されると共に、道内選出国会議員に対する要請活動を行ったところでございます。

大会においては、別添の資料のとおり、地方創生を強力に推進すること、地方分権改革を強力に推進することなど、9項目に及ぶ決議を行なったほか、TPP協定に関する特別決議をしたところでございます。

11月20日には、砂川警察署管内、1市3町の首長らと共に、北海道警察本部を訪れまして、砂川警察署の統合について、白紙撤回を求める要請活動を行って参ったところでございます。

24日には、町政功労者の顕彰式並びに表彰式を開催しておりまして、顕彰の部におきましては、長年にわたって公職を担われ、町の振興発展に大きく寄与されました、堀松雄様、佐々木幹雄様、北準一様の3名の方に町政功労章を、表彰の部におきましては、産業振興部門で関口修様、教育文化部門で佐藤寿美さんに表彰状を贈呈致したところでございます。

また併せて、多額のご寄付等を賜りました2名の方に、感謝状の贈呈をしているところでございます。

次に、ふるさと農政課の関係でございますが、11月23日には、新穀感謝祭を行っておりまして、本年度は、大きな風水害や病害虫に見舞われることなく、米をはじめと致しまして、青果物についても、総じて良い出来秋となりました。

米に関しましては、当町を含む北空知の作況指数につきましては103のやや豊作とされる中、一等米の割合が非常に高く、低たんぱく米6.8%以下の比率につきましても45%と、昨年の2割台を大きく上回る結果となりました。

報告書に記載はありませんが、12月9日、札幌市で開催されました、第1回ゆめぴりかコンテストにおいて、JA新砂川が栄えある最高金賞を受賞致しました。

報道にも大きく取り上げられておりますが、農業者によります、農協はじめ関係機関の皆様の長年にわたる米作りへの情熱、地道な取り組みが大きな成果となって現れたものと思います。

奈井江産米のブランド化が、更に前進する快挙であり、多くの町民にも誇りを抱かせる大きな喜びでございます。

私の立場からも、農業者並びに関係機関の皆様のこれまでのご努力に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

次に、ふるさと商工課関係でございますが、11月17日に、多機能型交流施設のオープニングセレモニーが執り行われました。

本施設につきましては、町、商工会、農協との間に締結された、事業連携協定によりまして、住民生活の安全・安心の確保、更には、商店街の活性化を図ることを目的としておりまして、今後も、文化ホールやみなクルなどの公共施設、そして商店街との連携を深めながら、中心市街地の活性化に努めて参りたいと思います。

健康ふれあい課関係でございますが、10月1日に、交流プラザみなクルにおいて、

コミュニティ・カフェをオープン致しました。

子供から高齢者までが利用する中、1日約40人、多い時で70人を超える利用がありまして、今後も、多くの人が集いまして、地域コミュニティが深まることを期待して やまないところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時21分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第4回定例会のご出席、大変、ご苦労さまでございます。

お手元にございます教育行政報告より、4点につきまして、ご報告を申し上げたいと 思います。

まず1点目でございます。

10月9日に開催を致しました奈井江町救済委員会についてでございます。

子どもの権利に関する条例に基づく救済委員会を、今般、いじめ防止推進法の施行に 伴い、いじめに関する諮問・調査をも併せ持つ委員会として改編をし、委員には、北翔 大学教育文化学部教授をはじめ、空知管内で多くのスクールカウンセラーをされており ます臨床心理士、そして、地元人権擁護委員会・保護司会の代表の方、合わせまして、 4名の方々にご委嘱を申し上げ、当日の会議では、委員会の目的と今後の運営方針等に ついて、ご説明申し上げたところでございます。

次に、2点目でございます。

10月29日、奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会を、文化ホールで約150名のご参加を賜りまして、開催することが出来ました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会より、学校の紹介とPRを行って頂いたところでございます。

また、2部では、諏訪東京理科大、共通教育センター教授 篠原菊紀 氏より、「個々の脳のレベルにあったトレーニング」と題しまして、ウィットにとんだ、ご講演を頂き、教育関係者のみならず、出席を頂きました一般町民の皆さんにとりましても、大変有意義なご講演を頂いたところでございます。

この集いの目的の1つでもございます、高校の存続に向けましてのPRが、今回も充分に果たされたものというふうに考えております。

今後とも、高校との連携を図りながら、来年度の生徒確保に向けまして、取り組んで

参りたいというように考えてございますので、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

次に3点目でございます。

総合文化祭についでございます。

10月31日から11月2日までの3日間にわたりまして、小・中・高の子供たちの力作も含めまして、31の団体と個人合わせまして1,216点の作品を、公民館を会場に展示をさせて頂きました。

3日には、文化ホールにおいて、9の団体65人の参加者によります、芸能発表会を 盛会裏に開催をさせて頂きました。

文化祭の開催にあたりましては、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、 町民各位に心より感謝を申し上げます。

4点目でございます。

行政報告にはございませんが 1 O 月 2 日の小学校・中学校の臨時休校についてでございます。

当日、非常に発達した低気圧が、北海道に接近したのに伴い、7時以降から天候が急変をし、大荒れの天候となったことから、通学する児童生徒の安全を考慮し、両校とも臨時休校としたものでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時25分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時25分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

● 7番

改めまして、おはようございます。

7番笹木利津子です。

先の通告に従いまして、町長に大綱2点の質問をさせて頂きます。

始めに、町立国保病院病棟再編計画について、お伺い致します。

この度の国保病院病棟再編計画は、既にマスコミで報道され、私の所にも町民はじめ、 管内・道内の市町村議員からの問い合わせがあり、大変大きな反響であります。

また、マスコミ報道に先駆けて、所管である健康ふれあい課課長より、病棟再編計画 概要の説明を受けました。

以前より病院経営では厳しい状況下の中、行政はじめ病院職員皆様の努力が、なかな か報われないのが現状でありました。

患者数の推移では、人口減少に伴い、入院患者・外来患者共に減少であり、合わせて 事業会計も大変厳しい状況であります。

これらの問題が改善され、町民の健康維持のため、病院の存続を視野に入れた、この 度の病棟再編計画が立てられたことに、私自身大いに共感するところであります。

また、計画の目的として、高齢者の住まいの問題解決と医療・介護との一体的提供を可能とし、病棟の一部を「サービス付高齢者住宅」に転用するという発想が、全国的に病院経営で悩んでいる他の自治体に先駆けて施策が進められていくことに、大きな期待をしております。

今、全国で展開されている地方創生の奈井江町にとっても施策の柱になるべく、奈井 江版CCRC構想の実現に、合わせて期待を致します。

私はこの度の質問にあたり、日本版CCRC構想有識者会議素案も調べてみました。

7つある基本「コンセプト」には、この度の病棟再編計画に、大変近い「コンセプト」であることを確認致しました。が、あえて言うなら、大都市からの高齢者の地方への移住の支援であります。

近年の意向調査を見ても、50代60代の方の都市から地方への移住希望が大変多くなっておりますが、第二の人生を地方に移し定住して頂くための支援が地元も含め、特に国として、どの程度の支援が考えられるのか、まだ明確ではありません。

また、国の「地方創生関連、概算要求、平成28年度当初予算」では、地方創生の進化のための新型交付金1,080億円が補正予算として組まれており、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円、総合戦略を踏まえた個別施策に7,763億円の中から、奈井江町における予算確保のために、国に向けて、町長は今、最大のご努力をされていることと思います。

色々申し上げましたが、1点目に、町長は今までにも、病病・病診連携や広域連携のほか、数多くの施策を全国に発信してきました。

特に、砂川市立病院との連携で、急性期は砂川市立病院、慢性期は奈井江国保病院と すみ分けがされていた訳でありますが、この度の病棟再編計画に伴い、方向転換が与え る影響も含め、今回施策として進める病棟再編計画は、いつ頃から町長の構想の中にあ ったのか、お伺い致します。

2点目に、私自身は大変近いものであると認識しておりますが、町長が思い描く C C

RC構想と、国が示しているCCRC構想での相違や問題点があるのか、また、相違・問題点をクリアすべく努力し、国への働きかけもあろうかと思いますが、この点についてお伺い致します。

3点目に、町財政に一番影響がある、新型交付金の対象になる可能性について、また、 事業費に対して、どの程度の新型交付金の補助が見込まれるのか。

以上、3点、町長にお伺い致します。

●議長 (10時31分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答え致したいと思いますが、町立国保病院の病棟再編計画についてでございますが、まず、1点目でございますが、今回の病棟再編計画について、いつ頃から構想があったのかということでございますが、人口減少問題や超高齢社会が進行する中、「引き続き安心して暮らすことができるまちづくり」にどう取り組むか、このことこそが、私に与えられた使命だと常日頃から強い思いを持っているところでございます。

この課題を解決するため、第6期まちづくり計画を策定する一方で、国から地方創生に基づく総合戦略の策定が求められ、この際、奈井江町においては「町外からの定住も視野に入れ、健康で安心な暮らしを守り、生きがいのあるまちづくりを目指すこと」を構想の柱の1つと致しまして位置付け、今春、町立病院の病棟再編計画の検討を指示したところでございます。

本計画の特徴につきましては、住まいの問題と共に、医療と介護の一体的な提供が可能となるよう、病棟の一部を「サービス付高齢者住宅」に転用し、安心した暮らしを提供できるようにすることにございまして、具体的には、病院の3階病棟を改修致しまして、個室用7室、夫婦用9室、計16室を予定していますが、病院内に住まいがあることから、必要時に医療・介護が受けられると共に、病院の管理栄養士によります栄養管理を考慮した食事を提供できます。

また、健康で、生きがいを持ちながら、活力ある生活を支援するため、市街地区の農地を活用した野菜等の収穫を通じ、地元住民との交流できる場を提供するなど、公立病院では全国的にも例がない、病院施設を有効活用した、新たな取り組みとして、大きく報道にも取り上げられたところでございます。

なお、現在の病床稼働状況等を基本に、将来における病院の役割、機能を見据え、病床数を96床から50床に削減するが、現在入院中の患者さんやご家族の方につきましては、よく相談の上、砂川市立病院との病病連携、町内開業医との病診連携を基本として調整を進めて参りたいと考えているところでございます。

また、町民はもとより、町外からの定住にも繋がる施策と致しまして、地方創生に基

づく「奈井江版のCCRC構想」と致しまして、この構想を進めて参りたいと考えております。

2点目でございますが、国のCCRC構想との相違・問題点についてでありますが、 CCRC構想を検討している、国の有識者会議において、最終報告のとりまとめが行われたところではございますが、この最終報告では、東京圏を始めとする高齢者の住替え支援、健康でアクティブな生活の実現、地域社会、多世代との協働、継続的なケア体制の確保などについて、基本コンセプトにしているところでありますが、先日、国の「まち・ひと・しごと創生本部」の幹部と、東京行きまして懇談致しました。

本町のCCRC構想について、国のコンセプトに概ね合致しているとの発言を頂いたところでございます。

今後、住まいとなるサービス付高齢者住宅を始め、入居者への支援サービスなど、国の動きを見据えつつ、構想の具体化に向けて検討して参りますが、その過程において、課題が生じた場合には、国とも協議を行いながら、奈井江版CCRC構想の実現に向けて取り組んで参りたいと考えているところでございます。

最後に、新型交付金の対象になる可能性についてでございますが、国におきましては、 地方からの要望等を踏まえて、平成28年度予算に「新型交付金」の創設について概算 要求が行われているところでございまして、また、平成27年度補正予算においても、 地方創生事業に対する交付金が検討されているところでございます。

この2つの交付金の詳細については、まだ示されていませんが、いずれの交付金も、 先駆性のある事業、そして、ソフト事業を想定していると伺っておりまして、CCRC 構想につきましては、国も先駆性のある取り組みとして、交付金の支援対象として位置 付けていることから、奈井江版CCRC構想を進めて行く過程において、関連するソフ ト事業を中心に、国の交付金を活用して参りたいと考えているところでございますので、 ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時37分)

笹木議員。

● 7番

今ほど、町長から今回の病棟再編計画について、ご答弁を頂いたところでありますが、町長独自の、本当に国への太いパイプといいますか、今回も大いに活躍され、国に対しても、強い要望を働きかけているということは、私自身もちょっと漏れ聞いているところであります。

期待をしております。

そこで、町長に再度お伺いしたいんですけれども、今回の、先ほども質問させて頂きましたが、実際は3階がサービス付高齢者住宅になり、2階が病棟になるわけですよね。 当然ベッド数が減ります。

その中で、一番私の中で危惧するのは、砂川市立病院との慢性期の受け入れベッド数、

それと、奈井江町が進めている病診連携の部分の病診で奈井江町として確保しなければいけないベッド数、そこら辺が2階のベッド数で間に合うのか、もしかしたらですね、2階も本当にベッド数に空きベッドが出るような状況になるのかもしれないんですけれども、まずは、そこら辺が与える影響について、これは、町民の方もちょっと心配されている部分かと思いますので、まずここ1点お聞きしたいです。

それと、今ほど、新型交付金、これ大変、先ほども言いましたが、町長のパイプでなんとか引っ張ってこれる、来て頂きたいという期待もありまして、今回、質問の中に入れさせて頂いたんですが、全国で先駆的に、先駆性のある事業を、そしてまたソフト事業をということでありますから、本当に、これからの施策の進展によって、しっかりまたこの交付金の対象になっていくのかなと思いますけれども、ここら辺は本当に最大の町長の努力を期待しております。

先ほどの質問に対して、ご答弁をお願い致します。

●議長 (10時40分)

町長。

●町長

今、ご質問のあった2つでございますが、最初のベッド数が減ると、その懸念を言っているかと思うわけでございますが、砂川市立病院と病病連携しております。

したがって、医師同士で話し合いしながら、出来るだけ砂川に移行して頂くと同時にですね、合わせて、どの病院が適切か、本人の確認も必要でございますから、そういうことも含めて、つぶさに医師同士の検討し合って頂きたいと、こんな思いを強く思っておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

それから2つ目のソフト事業でございますが、これについては、固く公約致しまして、 地方創生の幹部と話し合いを致しました。

したがいまして、これについては間違いないと、こんな思いを致しているところでございますので、ご理解頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時41分)

7番笹木議員。

● 7番

新型交付金に関しては、町長から今ほどご答弁を頂いたので、安心して、頑張って頂きたいなという思いがあります。

それと、今回、今は、私たちは、本当に在宅でという形が、これは全国的、奈井江町 もそうですけれども、そんな形を持っていくというような状況があります。

でも、今回、概要の説明を課長から受けた時に、3階が個人宅になるわけですね、サービス付高齢者住宅で。

それで、自分の家でなかなか最期まで看取りたいんだけれども看取れないという状況でも、1階に先生方がいらっしゃる、いつでも病気の手当をして頂ける、じゃ、うちでしっかり家族を見守ること出来るんだなという状況が整うような形になっていくのかなっていうふうに思っております。

本当になんとか、この事業が良い方向に進んでいくように期待をしておりますし、よ ろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

地域で取り組む、引きこもりの社会復帰支援について、お伺い致します。

現役世代の不就労者・ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっておりますが、今、地域で就労出来ずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められます。

厚労省では、引きこもりを「様々な要因の結果として、社会的参加、これは、義務教育を含む就学や家庭外での交遊を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態」と定義し、それが本年8月時点での厚労省の推計では、全国で26万世帯に上る状況であります。

また、普段は家にいるが、自分の趣味に関する時だけ外出する準引きこもり46万人を合わせると、70万人近くの方が引きこもり状態であると内閣府の実態調査で示されました。

また、近年では、引きこもりの高齢化が進んでおります。

全国引きこもり・親の会(家族会連合会)の調べによると、引きこもりを始める年齢が 横ばい状況にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。

最近では、いったん社会に出てから挫折したことで引きこもり状態になる人が増え、 高年齢化に拍車をかけております。

また、年齢が高くなるほど、抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってしまいます。

問題は、引きこもりを抱える親がすでに高齢化しており、本来、親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、または不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。

私も、子供が社会復帰できない。子供にかかる生活費が大変との相談を受けたこともあります。

現在北海道では、札幌白石区に「引きこもり成年支援センター」が、支援コーディネーターを配置し、開設されておりますが、現実に引きこもり本人、家族からの電話や来所による相談は、なかなか難しいのではないかと考えます。

本年4月に施行した「生活困窮者・自立支援法」では、その目的について「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談事業の実施、住居確保給付金、期限付きの支給、その他の支援を行うための処置を講ずる」とあります。

この支援法の概要には、「自立相談支援」「家計相談支援」「就労準備支援」など多 くの支援事業があります。 現在、奈井江町で引きこもりによる悩みを抱えている状況を把握し、事業の周知も含めて、引きこもり・不就労者が社会復帰する前段階で、地域住民と共に、地元に貢献できる仕組み作り、就労支援に繋げていけるような、地域活性化の一助になる、引きこもり者の社会復帰支援について、町長にお伺い致します。

●議長 (10時46分)

町長。

●町長

笹木議員の2つ目の質問でございますが、地域で取り組む引きこもりの社会復帰支援についてということでございますが、笹木議員の大綱2点目のご質問をお答えしたいと思いますが、現役世代の引きこもりが、笹木議員がご指摘のとおり深刻な問題になっているところと承知致しているところでございます。

引きこもりの状況把握につきましては、現状において、家庭の事情に踏み込む、非常にデリケートな問題でございまして、実態を把握することが大変難しいことも、理解を頂きたいと思うところでございます。

参考数値となりますが、平成22年の国勢調査におきましては、奈井江町の未就労者につきましては、労働力人口2,903名中195人、約7%でありまして、この中に引きこもりの方が含まれているものと思われます。

平成27年度より、生活困窮者自立支援法が施行されました。

就労までの相談や訓練、就職活動の援助など各種事業が開始されましたが、空知総合振興局では、平成26年度より先行して、岩見沢市内にある「そらち生活サポートセンター」に事業を委託して実施をしておりまして、奈井江町でも既に、各年度それぞれ3件ずつの相談がございまして、就労支援や自宅に訪問しての生活指導など、援助の提供を受けているところでございます。

来年1月からは、相談者の心情に配慮致しまして、地元以外のどこの町でも相談を受けられるよう、空知管内14町で巡回生活相談会が開始される予定になっておりまして、こういった相談会があることの情報発信にも努めて参りたいと考えているところでございます。

引きこもり当事者の多くは、自信や自己肯定感、自尊感情を失い、傷つきやすいことも考慮致しまして、支援する側と支援される側の相互の信頼関係の構築は、容易なことではありませんが、一歩外に出て頂くためのきっかけづくり等、地域住民や地域福祉活動の一翼を担う社会福祉協議会とも連携しながら、自分が必要とされる場や地域社会の一員としての役割を見出していく視点を持ちながら、時間は掛かるかもしれませんが、地域の中に、人の繋がりを作るための支え愛活動を推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

実は、生活困窮者自立支援法、平成25年の法律105号に出来ましたが、その中で、 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支援でございますが、市は、空知管内の 市につきましては、自分たちで出来ますから、自立していくということでございますが、 14町、空知管内にありますけれども、14町につきましては、それぞれ、岩見沢にあります空知振興局で実施致しております、サポートセンターがございまして、それと連携しながら、サポートセンターが主体になりながら、振興局が委託している事業でございますが、出来るだけ、私ももれなくやりたいと、こういうふうに考えているところでございますが、しかし、ご案内の通り、大変難しい仕事でございまして、人権に関わる問題等もございますから、そういったことも含めながら、十分考慮しながら、今後、笹木議員のご指摘の通り、進めていかなければいけないと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時52分)

7番笹木議員。

● 7番

今回の質問、この引きこもりに関しては、今ほど、町長が言われた通り大変デリケートな問題です。

私自身も、同じような状況の中で悩みを抱えた町民の方から相談を頂いた時に、大変 悩みました。

それで、白石区の支援センターも調べてみましたし、色々、自分の中で調べていく中で、秋田県の藤里町、ここを知ることが出来ました。

私、今回この質問をするにあたって、直接、秋田県の藤里町、実は、引きこもりの担当といいますか、所管で頑張っているところが社会福祉協議会でありまして、社会福祉協議会にお電話をしまして、直接その担当の方と様々お話を伺う機会がありました。

本当にデリケートな問題で、かなり長い時間に渡って色々お話を伺ったんですね。 大変だったって。

本当に時間が掛かった。

本当に、全部の町民の戸別訪問、とにかく様々な人たちの手を借りて、先ずはその町にどれぐらいの方、引きこもりの方がいらっしゃるのかっていう情報を集め、それから 1件ずつ、本当にデリケートに戸別訪問したって。

でもねって、玄関払いもあったしって、もう塩まかれるぐらいの所もあったしって、 大変だったんですって。

でも、そうこうしながら3年を掛けて、町内の引きこもりの実態が明確に出たという んですね。

その中のご苦労が、実はここにインターネットで取ったものがあるんですが、NHKのクローズアップ現代というテレビがありますけれども、そこで放映されたものをずっとインターネットで引っ張ってみましたら、私が直接、お電話で聞いたのと全く同じ状態、本当に活動、体験が書かれているですね。

大変なご苦労だったなというふうに思います。

でも、今、町長の方から、国勢調査の結果が、町内2、903名のうち195名、こ

れが全員が引きこもりということではないでしょうが、かなりの人数の方が、実際、まだ就労出来ないという状況があるんだということをお聞きして、この町は、最終的に調べたら、就労出来る年齢の中で、10人に1人が実際的に引きこもりだったというんですね。

実際の国勢調査で調べた時の5倍の数だというんですよ。

だから、本当に1件1件あたって、調べていくということが、大変、本当に頑張った んだなと思いました。

様々試行錯誤するわけですよ、その中で、社協の職員の人たちが。

地域の人たちが本当に繋がりあって、あそこにもいるよ、ここにいるよということで、 情報を受けたところは、責任を持って社協の職員が1戸ずつ戸別訪問したというんです ね。

それで、結果はどうかといったら、その引きこもっていた人たちの3人に1人が今、 就労についているんですね。

本当に素晴らしいことだと思うんです。

まだまだ働ける世代の人たちですから。

このとおりということで、私、今、お話しているんじゃないんです。

ただ、本当にデリケートな問題ですから時間も掛かろうかと思うんですけれども、何かしら、こういう部分も参考にしつつ、奈井江町で、何か始めていけれればいいなという思いで、今回の質問をさせて頂いたんです。

このクローズアップ現代の、この番組の時に、ゲストで、東京大学の玄田教授がゲストでコメントをしているんですけれども、ここの町の場合は10人に1人の引きこもり、多いと思うかもしれないけれども、そうではないんだって。実際に調べると、びっくりするようなニーズの引きこもりの人が町にいるかもしれないよということなんですね。

そこを丁重に1戸1戸訪問をして、同じような状況にある人、困った状況にある人は、 多分どこの町にも、きっと沢山いらっしゃるんだと思うんです。

要は、地道な活動ではあるけれども、今ほど、生活困窮者のための支援の部分では、一生懸命、空知の生活サポートセンターに繋げて頂いているということもお聞きしましたし、もちろん大事なことだとは思うんですけれども、何かしら、一つきっかけを作って、始めていって頂ければ、まだまだ、その若い人たちが、地域に溶け込んで、また社会復帰することによって、地域の活性化の本当に一助どころか三助も十助もなるんじゃないかなって、私、そんな気がしまして、今回の質問とさせて頂きましたので、今ほどの答弁で結構でございます。

これからまた、奈井江町にとって、奈井江町らしい、何かしらの施策を考えていって 頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

●議長 (10時57分)

町長。

●町長

今、笹木議員から様々なお話を聞かせて頂きました。

奈井江町として、サポートセンターと十分相談し合っていかなければいけませんが、何が出来るかということも含めて、社会福祉センターとも十分連携を取りながら、やっていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

7番笹木議員。

● 7 番

質問はありません。

どうか、何かしらの前向きな方向性に向かっていけれるように、よろしくお願い致します。

以上です。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(2. 2番竹森議員の質問・答弁)

(10時59分)

(10時58分)

●議長

引き続きまして、2番竹森議員。

(2番 登壇)

● 2 番

ちょっと遅くなりましたけれども、改めまして、おはようございます。

私は、議員になりまして、初めての一般質問となります。

とても今、非常に緊張しているんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、早速、町長に3点について、質問させて頂きます。

1つ目につきましては、役場庁舎の建て替えと申しますか改修を含めての話なんですけれども、それについてであります。

これについて、役場の庁舎についてちょっと調べてみますと、昭和46年、確か萬町 長時代だったと思うんですけれども、その頃に竣工されて、築44年経っているという ことであります。 外見的にも内部的にも、かなり傷みが進んでいるというような感じで見ております。 役場といえば、日常的には、町民の窓口手続きやら行政執行の中核となる場所であります。

また、災害時となれば、拠点として重要な役割があることは、皆さんご承知のとおり だと思います。

しかし、建て替えには、莫大な建設費が予想されております。

そのため、今までの奈井江町におきましては、大改修につきまして多額の費用が掛かるため、あまり行われてきていないのが現実であります。

そのために、他の余った予算といいますか、その予算につきましては、町政の重点的な施策にまわされて、今日に至っていると、私自身は理解しております。

先ほど、町長の一般行政報告でもありましたように、建物だけのハード面の話をして 申し訳ないんですけれども、今般11月に多機能的な交流施設ですか、完成されました。

次に、町民の皆さんと色々話しすると、役場のあれはどうなのかなということで、やはり、建設費も掛かるということで、かなり話題に上ることも事実であります。

住民生活に、町民にとっては、先ほど言いましたように、予算が、そういう大きな予算を伴うところにまわらないで、そういう他の施策にまわって、今日あることは本当にありがたいことなんです。

そして、色々調べたところ、こういう庁舎の建て替えには、国の補助金ですとか交付 金制度があまりないとお聞きしております。

今現在、町の財政状態がとても厳しい中、建て替え、今、建て替えばかりの話をしてますが、前段としては、改修とかという話も出てくると、そういうことで検討されていると思いますけれども、かなり、そういう予算的に、困難が予想されます。

また、先ごろ、新聞紙上でも、出ていますように、奈井江町と同じくらいの時に、建てられた近隣の市町につきまして、相次いで庁舎の新しい建設の建て替えの検討が発表されているところであります。

こうした中で、奈井江町においては、今年より、平成27年より10か年の第6期ま ちづくり計画が進められているところであります。

また、その中において、どのように位置付けされて検討されているのか、今、計画の、 していると思うので、言えること言えないことあると思うんですけれども、現段階で、 どのような構想を持って進めていっておられるのか、発表できることがあれば、伺いた いと思います。

●議長 (11時03分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の質問にお答え申し上げていきたいと思いますが、役場庁舎の建て替えにつ

いて進言がございました。

1点目の、役場庁舎の老朽化による改築・建て替え計画についてでございますが、役場庁舎は、防災拠点として、いち早く対策本部を立ち上げ、災害対策に当っていく重要な役目を果たす施設でございます。

議員ご指摘のとおり、私も重要な課題と考えているところでございます。

このような中、平成23年度に実施致しました耐震2次診断によります、「耐震化の必要性がある」との指摘を受けたところでございます。

役場庁舎のあり方については、町政の大きな課題の1つとして捉え、2年前から役場 庁舎整備基金の積み立てを開始致しまして、現時点で1億の基金を積み立てております。

しかしながら、庁舎の整備については、莫大な経費を要しまして、奈井江町のみならず、全国的にも役場庁舎の耐震化が遅れている状況にあることから、補助金や交付税措置のある有利な起債制度などの創設について、町村会を通じて、国や北海道に対し、強く要請して参りたいと考えているところでございます。

このような状況の中、時間をかけて総合的な判断を行い、計画に位置づけて参りたい と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

いずれに致しましても、全国で、役場庁舎といいますか市役所も含めてでございますが、大変、老朽化してきておりまして、一旦災害があると本部として活躍しなければいけませんから、そういう意味におきましては、どうしても必要だと、住民と深い関わりがあるということでございますから、そういう意味におきまして、起債制度、有利な起債制度等を含めて、どのような形にするかということも含めて国に強く申し出て、今までもきておりますが、参りたいと、こういうふうに考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時07分)

2番竹森議員。

● 2 番

ありがとうございました。

改めて再質問はありませんので、次に、進みたいと思います。

2番目の質問は、町道の補修についてであります。

1つ目との庁舎の建て替えとも関連あるんですけれども、高度経済成長時の昭和40年代から50年代にかけて建設した、国をはじめとした公共事業のインフラが、今、先ほども町長おっしゃる通り全国的に庁舎に関して、それだけには限らないんですけれども、老朽化が進み、大改修や補修などしなければならないということが、報道などでも、されて問題化されているところであります。

今回の質問は、道路に限ったものなんですけれども、道路の点検につきましては、日常的に行われていると思いますが、少し、町の道路を走ってみますと、少し、傷んでいるな、という箇所も所々見受けられるところであります。

そのことについては、小修理というか、ちょこちょこ修理はされているのは、承知しているところでありますが、今後、大改修になると、かなりのまた予算的な措置が必要で、やっぱり財政にかなり圧迫すると思われるのですけれども、そういう、中くらいの補修と言いますか、大改修に至らない、寿命を延ばすというか、そういうような計画とか、大きく改修しなければならないということは、奈井江町として計画は持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

町長。

●町長

竹森議員の2つ目の質問でございます。

町道の補修についてでございますが、町道の改修計画についてですが、町内の道路整備につきましては、今、議員がおっしゃる通りです。

昭和50年代からの下水道事業の進捗とともに再整備を行い、幹線道路及び生活道路は一定の整備水準に達しておりますが、老朽化や冬期間における凍上等によりまして、 道路の損傷が増えてきているところでございます。

今後、更新の時期を迎えまして、道路の維持管理、改修に要する費用の増大が喫緊の 課題でございます。

道路改修については、町はこれまでも財政状況を踏まえながら、緊急性の高い箇所から ら先行して改修を実施して参ったところでございます。

また、道路ストック点検と致しまして、幹線道路の路面調査を実施しておりますので、 その点検結果を踏まえながら、町道の改修内容や優先度等の再検討を行いまして、幹線 道路、生活道路とも、計画的に整備を進めて参りたいと考えているところでございます。

いずれに致しましても、地域住民が安全・安心して通行できるよう、道路パトロール 等を含め、定期的な点検と効率的な維持管理に努めて参りたいと思っておりますので、 ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

●議長 (11時11分)

2番竹森議員。

● 2 番

その点、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、次に、3つ目の質問であります。

これについては、今のところ直接、町政の問題ではないと考えておりますけれども、 日頃、北町長におかれましては、農業、当町の基幹産業、農業であります。

農業に対しては、深く理解されまして、各種、農家またはJA等に補助政策等、先進的に取り組まれていることを常日頃感じている私であります。

それに対しまして、質問したいと思います。

10月に大筋合意致しましたTPP交渉についてですが、合意内容の発表によりますと、農業関係に限りますけれども、農水産物は、全体の8割が、即時もしくは段階的に関税撤廃の対象となっております。

聖域とされました重要5品目の米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖についても3割が 関税撤廃となっています。

しかも、関税が残った重要品目でも無税、または低関税の特別輸入枠が設定されるなど高い水準で農畜産物が解放されることとなっております。

奈井江町農業の基幹作物であります米については、無関税の国別輸入枠が設定され、協定発効後3年間はアメリカとオーストラリアから5万6,000トン、それを段階的に増やして、10年後の13年目以降につきましては7万8,000トンの輸入枠になるということであります。

今現在でも、10年20年前のウルグアイラウンドの特別枠での輸入、米の輸入があります。

それに伴って、段々、農業が、農業だけにとどまらないんですが、波及してこのような事態になっているところであります。

TPPにつきましては、今ほど言いましたように、農業だけの問題にはとどまりません。

農業が基幹産業であります奈井江町への影響など、今現在なかなか見えてこない部分 もあるんですけれども、町長の所感があれば、お聞かせ願いたいと思います。

特に、今回、他2名も関連した質問がありますので、思いついていること、所感等あればということで、お伺い致します。

●議長 (11時14分)

町長。

●町長

竹森議員の3点目でございますが、TPP交渉の合意に対する所感についてということでございますが、この10月に大筋合意がなされましたTPP連携協定に関しては、関税の撤廃など市場アクセスの自由化ルール以外にも、金融、医療、幅広いテーマに及ぶ、経済の活性化に向けた協定を目指したものでございますが、国においては、これから本格的な議論が始まるところでございますが、我々は、あんまり何も知らされておりません。

農業については、色々な面で新聞等に出ておりますが、特に農業に関しては多くの報道が出されている状況にございます。

まずは、米、麦など重要5品目の関税撤廃の除外に関わる国会決議に関する議論から行われるものと思われます。

この国会決議に関して、様々な報道を見る限りにおいて、私は、決議違反と捉えられてもやむを得ないと考えているところでございます。

まずは、国会の場において、この課題がどう議論されているか、注目をして参りたい と考えております。

合意内容の影響については、主食用米の無関税輸入枠の拡大が盛り込まれまして、国産米の価格低下に繋がる懸念がございます。

今、飼料用米への転換など、生産調整に取り組んでいる方針との整合性が疑問視されているところでございます。

畜産においても、安価な牛肉の輸入が、乳用牛生産者にも影響を与えるといわれております。

また、野菜を含む農林水産物全般において、段階的に関税撤廃が進み、11年目においては、8割まで達するとの説明であります。

こうしたことから、農業経営の先行き不安を、どうやって払しょくしていくか、今、 最も重要視しなければならない課題であると考えているところでございます。

政府は、平成27年度補正予算でTPP対策費と致しまして、土地改良事業、高性能機械導入等の農産物の産地パワーアップ事業など、合わせて3,000億円規模で対策を調整しているという報道が出されております。

農業団体からは、後継者が安心して農業ができる、息の長い政策を考えるべき、との 発言が出されておりますが、私も同様の考えであります。

これまで、本町の農業振興において、国の方針に即して、生産調整や、基盤整備を進め、また売れる米づくり、振興作物の生産に必死で取り組んでおります。

国は、平成27年度には補正予算による対応、平成28年度には農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略を打ち出す方針でございますが、町と致しましては、これらの情報収集や提供に努めるとともに、JA等の関係機関と連携を密にしながら、農業者の支援に努めて参りたいと考えております。

11月9日には、道町村会と致しまして、国会議員、関係省庁に対して既に強く要請活動を行ってきておりますが、11月18日には、全国町村長大会においても、これまで以上に農産物の品質や安全性に対する国民の理解を求めるとともに、影響を受ける農業者が希望を持って経営に取り組めるよう、TPP協定に関して、全力を挙げて取り組んでいく、特別決議を行いました。

今後においても、国への要請を始め、必要な対策を講じて参りたいと考えております ので、ご理解を頂きたいと思うところでございます

●議長 (11時19分)

2番竹森議員。

● 2 番

町長には、大変、抽象的な質問で申し訳なかったと思っておりますけれども、まだTPPについては、内容といいますか、発効についても、新聞報道でかなり遅れるかもしれないということも出されております。

ですけれども、今ほどの、町長の力強い、今まで以上に、援助したいと支援したいと

いうお言葉を頂戴致しまして、心強く思っております。

今回、最初ということで、なかなか言いたいことの半分ぐらい言えたかなと思うんですけれども、色々勉強しながら質問させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今回は、これで終わります。

●議長

発言の際には挙手をしてから発言をお願い致します。 以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩と致します。

(休憩) (11時20分)

(3. 4番石川議員の質問・答弁)

(11時30分)

●議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番石川議員。

(4番 登壇)

● 4 番

お疲れさまです。

私はこの度の一般質問で、奈井江町が行う中心市街地の活性化や地域コミュニティの 構築に伴う小規模企業への支援と、小規模企業振興基本法の地方自治体の責務について、 大綱で1問、細目で5点、町長に質問を致したいと思います。

去る11月17日にAコープ奈井江店が新装オープン致しました。

開店と共に多くの人たちが詰めかけ、1日中買い物客が行きかい、町内における商業 施設では久しぶりの賑わいを取り戻しました。

この施設は、町長の御尽力により、経済産業省の商店街まちづくり補助金を獲得して、 奈井江町、JA新すながわ、奈井江町商工会の3者が締結した協定書に基づき、中心市 街地の活性化や、地域のコミュニティの構築を行うための多機能型交流施設であります。

店舗の経営主体はホクレン商事でありながら、店舗内には行政や町民、商工会も活用できるパブリックスペースを設け、有効利用を図り、サービスカウンターには商工会の ふれあいネットワークの受付窓口を設置する等、町民の利便性に配慮した新たな試みが 行われております。

この試みは、地域公共交通を活用しながら、1昨年オープンした交流プラザみなクルや文化ホールとの連動した取り組みにより、中心市街地の活性化を促進し、更に有意義

なコミュニティの活性化の可能性を含んでいると思います。

また、奈井江町のホームページがリニューアルされて、見やすく分り易くなりました。 このホームページは、ラインやフェイスブック、ツイッターでも使用できて大変便利 になりました。

ハードのインフラ整備に加えて、このようなソフト面でのインフラ整備も、奈井江町の情報を町内外に積極的に発信し、理解を深められる大きな手段となり、新たなコミュニティの構築に繋がることと期待しております。

この奈井江町のホームページの中の産業データには、国勢調査を参考にした産業別就 業者の推移があります。

この中で、平成7年と平成22年の対比で、就業者数が50%以上減少しているのは、建設業であり約57%の減少、次に卸売、小売、飲食店業で約41%の減少、両方合わせて平成7年に1,296人いた就業者が、平成22年では643人となっております。

これは、中小企業の就業者を含んだ人数で、小規模企業の就業者だけの減少率はもっと高い数値になっていると推測されます。

また、商業統計調査を参考にした商業データにおいても、平成14年と平成19年の 年間販売額を比較すると厳しい結果になっております。

さて、昨年6月27日に全国385万人の中小企業の内、約9割を占める従業員5人以下の小規模事業者のために、小規模企業振興基本法が制定されました。

この法律は、昭和38年に制定された中小企業基本法の理念にのっとり、小規模企業の振興についての基本原則や基本方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにして、小規模企業の振興に関する施策を推進する事を目的に制定されました。

この法律は、目的、定義、基本原則、国の責務、基本方針、地方公共団体の責務など、 全3章21条であります。

第3条、4条には、基本原則が示されており、小規模企業振興の必要性や持続的な発展が図られなければならないことや、その振興にあたっては円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならないと明記されております。

第5条には、国が、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定、実施する責務を明確にし、小規模企業に関する情報提供を通じて、国民の理解を深めるように努めなければならないとあります。

また、第7条には、地方公共団体の責務があり、ここは重要な部分なので全文を読み上げさせて頂きますが、地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2項目には、地方公共団体は、小規模企業が地域の活性化並びに地域住民の生活の向上、及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している事について、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。と書いてあります。

私は、奈井江町のホームページの産業データや商業データが示すような第2次産業、 第3次産業の、特に小規模企業の衰退は早急に手当をしなければならないと思います。 なぜなら、建設業において、中小企業を支えているのは、小規模事業所の、いわゆる 職人と言われる人たちであります。

また、この人たちと地域の小売、飲食業、サービス業の人たちが商工会員の8割強を 占めております。

その商工会員は、年間を通して多くの事業を行い、中心市街地の活性化を含む奈井江町のまちづくりの一翼を担い、それぞれの事業を通じ、町民として地域のコミュニティを支えている存在でもあります。

また、地域の防災を司る消防団の参加者も多くが小規模事業者であります。 質問致します。

1点目は、今後更に、中心市街地の活性化や地域のコミュニティの構築を進める訳ですが、このことへの町長の将来への展望を伺いたいと思います。

2点目は、厳しい環境に置かれている小規模事業者でありますが、現在、奈井江町には、小規模事業者に対してどのような支援策を行っているのか。また、今後どのようなな支援策があるのか。

3点目は、小規模企業振興基本法の基本原則には、先ほど申し上げたように、小規模 企業振興の必要性や持続的な発展を図ることや、その振興のための事業運営が円滑で着 実に確保されるよう考慮されなければならないとあります。

このことを町長はどのようにお考えになるのか。

4点目は、この法律が、地方公共団体の責務とした、小規模企業の振興のための自然 的、経済的、社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施や、小規模企業への町民の理解 を深めることへの奈井江町の今後の対応。

5点目には、この小規模企業の支援策や活用策は、地方創生の奈井江版総合戦略に盛り込まれるのか。

以上、5点を伺いたいと思います。

●議長 (11時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、一括した質問でございますので、 一括した答弁を申し上げたいと思います。

1点目の中心市街地の活性化、地域コミュニティの構築につきましては、本町は、人口減少と共に、少子高齢化が急速に進みながら、更には中心市街地においても、後継者不足などで空洞化が進んでいる状況の下、新しい人の流れによる「マチナカ」の賑わいと、住民の新たな地域コミュニティの再構築が求められているところでございます。

こうしたことから、子供から高齢者まで、広く町民の皆さんが集う憩いの場として、 2年前に交流プラザみなクルを整備致しまして、本年はコミュニティ・カフェを開設致 しました。

また、先月には、多機能型交流施設がオープン致しまして、文化ホールを含め、中心 市街地における一連のハード面は整ったと考えております。

今後は、これらの施設を有機的に結び付け、商工会や農協、行政が一体となって取り 組みを行っていくことが1番大事なことだと考えているところでございます。

2点目の現在、奈井江町が行っている小規模事業者への支援策と、今後の支援策の予定につきましてでございますが、中小企業者の経営の改善と振興育成を図るため、中小企業振興保証融資制度による支援を行っているところでございますが、昨年度、新たに、北海道信用保証協会付きの融資を新設致しまして、その結果、現在までの融資件数は13件ございます。

現在の融資残高については、約6,000万円となっておりまして、本制度を見直したことによる効果が表れており、今後も、本制度の充実を検討して参りたいと考えているところでございます。

3点目以降の、小規模企業振興基本法に係る質問につきましては、関連しておりますので、一括してお答え申し上げしたいと思う次第でございます。

小規模事業者を取り巻く環境については、今、石川議員の指摘の通り、人口減少、高齢化社会、地域経済の低迷といった構造変化に直面する中にありまして、小規模企業振興基本法が、昨年6月に公布されました。

また、同年10月には、総合的かつ計画的に、そして国や地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、小規模企業振興基本計画が策定されたところでございますが、中小企業庁によりますと、全国385万の中小企業の中で、その9割を小規模企業者が占めておりまして、本町におきましても、平成26年経済センサスにおいて216事業所のうち、雇用者10人未満の事業所が約80%を占めておりまして、特に雇用者1名から4名までが一番多い状況にございます。

法律では、成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用等の維持や事業の承継を含む、事業の持続的発展を積極的に評価することを基本原則として位置付けられているほか、国や地方公共団体、支援機関等、関係者相互の連携、協力に努めなければならないことになっております。

この中で、特に事業の承継については、本町においても、国同様に課題と捉えつつも、 大変難しい課題と考えているところでございます。

地方創生でございますが、奈井江版総合戦略との関係でございます。

最後の質問でありますが、まずは、国の基本計画の内容を精査致しまして、本町における具体的な課題や対策と、どう整合性を図ることができるか、よく研究を行った上で、地方創生総合戦略として、位置付けができるかどうか、少し時間が掛かりますが、検討を行って参りたいと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時43分)

石川議員。

● 4番

1点目の将来の展望でございますが、町長が今まで、中心市街地に対しての想いで 色々なハード、ソフトに関してやって頂いております。

それについて、更に有機的に、活性化をさせていくというご答弁で、私も微力ながら協力してやっていきたいと思います。

よろしくお願いします。

2点目につきましては、今、町長がおっしゃって頂きました、支援策の一部でございますが、保証融資の関係です。

保証融資が、町長今のご答弁のように、件数が改善の功を奏しまして、伸びております。

その保証融資について、今後、保証融資の枠を拡大するお考えはあるのかどうか、ということを伺いたいと思います。

3点目以降につきましては、私たち、私も小規模企業者でございます。

地方の中小企業、小規模企業の経営が苦しいのは、町長ご存知のように、今始まったことではありません。

バブルの崩壊や行財政難による地方交付税や公共事業の減少、農業所得の伸び悩み、 人口減少や少子高齢化、また事業主自体の高齢化や後継者の不在など、様々な要因により、地域の小規模事業者の経営は厳しい環境に置かれておりました。

それなのに、なぜ、今このような法律ができたのか、私は地方の小規模企業の存続が 限界にきているからだと思っております。

しかし、その小規模企業の就業者が、地域のコミュニティに大きな役割を果たしているのも事実であります。

町内の小規模事業所の維持、振興のために、また新たな事業者を迎えるために、スムーズな事業承継や新規創業への施策、支援が必要であると思います。

そのためにも、奈井江町が条例を制定して小規模事業者への支援して行くことも考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

●議長 (11時46分)

町長。

●町長

最初の質問の中で、保証融資制度拡大できるのかどうか、内容次第によっては、拡大 していかなければいけないと、こういうふうに思っておりますので、その検討、十分検 討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、今一つは、小規模企業が非常に苦しいと、厳しいと、こういう中で、私もよく承知致しておりますが、その中で、スムーズに承継できるような形をどういうふうに取っていくかということで、色々な面で、助成等を含めて考えていかなければならな

いと、内容次第だと思いますので十分検討していきたいと、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

条例の制定については、今後、含めて、検討して参りたいと、こういうふうに考えて おりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 (11時47分)

石川議員。

● 4番

先月、ある講演会、講習会に行った時に、そこの講師が言っておりました。

小規模事業者というのは、周りから見ていると何もしないで黙って立っているように 見える人もいるようです。

でも、その人がおっしゃって、私も、実感したんですけど、腰から下というか足元は、 下りのエスカレーターを必死で上っているんです。

少なくとも仕事を頑張ってやっている事業者は、そうであると私は信じております。 先日の新聞紙上に、法人税の減税や中小企業の設備投資における減税の記載がありま した。

農業者には、TPP対策の支援を始め多くの支援策があります。

これらは、まさに国策として国が打ち出したものです。

小規模企業に対する国策は、今回のこの小規模企業振興基本法であります。

また、小規模企業の支援は、中心市街地の活性化や町のコミュニティの構築のためにも、地方自治体が主体的に取り組まなければいけないことであると思います。

そのために必要な条例を制定することを、改めてお願い致しまして、質問を終わりま す。

どうもありがとうございました。

●議長 (11時49分)

町長。

●町長

今のご質問でございますが、やはり国は、小規模企業が日本全体を支えているということを理解して頂きながら、小規模企業に対しても、支援を行うべきだと、こんな考えを持っているところでございます。

地方自治体として、当然ながら、我々は積極的に、支えていきたいとこういうふうに 考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

石川議員。

● 4番

大変ありがとうございます。 終わります。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。 ここで1時00分まで昼食のため休憩と致します。

(昼休憩) (11時50分)

(4. 1番大関議員の質問・答弁)

(13時00分)

●議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番大関議員。

(1番 登壇)

● 1 番

新人議員の大関であります。

町長に大綱2点のご質問を致します。

まず1点目は、奈井江町の特産品についてであります。

今年、農水省で発表されました「2015農林業センサス」の調査結果によりますと、 全国の農業就業人口は、1985年に540万人、今回は209万人で、5年前の調査 より、51万6,000人が減りました。

減少率は2割にのぼり、比較可能な1985年以降で2番目に大きな下げ幅であります。

また、近年では、TPP農業交渉の大筋合意もあり、農業、農村整備事業、これは土地改良事業でありますが、この国の予算も年次変動が大きく、町内で行われております厳島、宮村地区の道営事業も前年予算の6割カットでは、なかなか将来が見通せなく大変であります。

この予算につきましては、国からの説明によりますと、自然災害への予算がとられるということで、減少されるという説明でありますが、なかなか農業者としては理解が出来ないところであります。

また、町内農業も約1,800haの農地を現在約180名の農業者で支えております。

しかしながら、実際には約120名の担い手で作付けをしている状況であります。

今後は、TPPの影響や、農業者の高齢化、新規就農者の減少により、農業人口も減る予想がされております。

また、主食用の米の消費の増加は、今のところ見込まれない状況であります。

十数年前は、1千万トンを超える消費量でありましたが、現在は740万トンまで減少をしております。

当町の農業でありますが、第6期まちづくり計画の中で、活力ある産業の推進のためにとうたっている通り、様々な対策を行っているわけでありますが、今後は当町の農畜産物を利用した特産品作りに力を入れてはと自分としては思っております。

午前中に町長のお話しの中にもありましたが、今回、JA新砂川のゆめぴりか生産協議会が、全道のコンテストで最高金賞を受賞致しました。

この出来事を農業者だけで喜ぶことではなくて、町内の様々な方々でこの件を利用してはと自分自身では思っております。

色々述べましたが、奈井江町の今後の6次産業化でありますとか、奈井江町の特産についてを、町長の見解を伺います。

●議長 (13時03分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員の質問、第1点目にお答え申し上げたいと思いますが、奈井江町の特産品についてということで、今後の町の特産品又は6次産業化に対する考え方と可能性はということでございますが、今、農業を取り巻く環境については、様々な厳しい局面を迎えているところでございまして、農産物と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出に向けて、各地で6次産業化の推進が継続して取り組まれています。

本町においては、町の加工実習室、JA新砂川の農産物加工施設等を利用した生産研究・実習などを経まして、独自の加工施設なども整備されている中、個別の農家や団体の取り組みとして、トマトジュースや味噌、ジャム等の加工を行い、各方面のイベントなどで販売されている現状にございます。

奈井江町の地域資源である農作物につきましては、米をはじめと致しましてメロン、トマト、ミニトマト、小麦などがありますが、米についていえば、特別栽培に取り組む農家が増えておりまして、特にゆめぴりかに関しては、今、お話しございましたように、最高金賞を受賞するなど、米自体のブランド化が大きく進むことが期待されております。

また、メロンやトマトなどについても、1次産品としては、非常に高く評価されているところでございます。

近年、JA新砂川内部でも、野菜類の加工の検討の経過があったとお聞きしておりますが、この時には、年間を通じた一定の生産数量の確保等の課題がございまして、断念

をしたとのお話も伺っているところでございます。

しかしながら、JA新砂川においても、加工品の研究を重要な課題と捉えておりまして、町としてもまちづくり計画で、同様の考え方を持っております。

そこで、まずは、議論のたたき台と致しまして、生産、加工、流通に係る基本的な部分について、どのようなスタンスがとれるのか、JA新砂川等と共に、研究が必要と考えております。

奈井江町の農産品の生産技術は、非常に高いと感じているところでございますので、 新たな振興作物も含めて、関係機関と連携を図りながら、検討して参りたいと考えてお りますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

さて、先ほどお話しございましたように、ゆめぴりか、いわゆる、特産品として、ふるさと納税ということで、1,300万、9,930個ということだそうで、特に、金賞を受けてから、大変な伸びが示されているということでございますから、それに励まされながら、我々としても新砂川農協と農家の方々と協力し合いながら、新しい6次産業化に目指して参りたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長 (13時07分)

1番大関議員。

● 1番

大変、ありがとうございます。

先日、自分が商工会のあるお店を利用した時に、紹介青年部の冊子が置いてありまして、そこでも非常に人数が減っているということが書いてありまして、町内ですと農業人口も減っていますけれども、商工会の方も大変苦労されているなと思います。

先程も申し上げたとおり、色々なサラリーマン以外のところで、小規模の事業者であったり、農業者も含めた中で、色々皆さんと協力をしていかなければ、生き残っていけないなと感じているところであります。

一つ要望でありますが、是非とも、商工、農業、工業と関連した、奈井江町の皆さんで、特産品づくりを検討していくような組織を作ってはどうかなということで、ご提案を申し上げたいと思います。

最近、農業の、お米の加工品につきましても、米粉からパンが作ることは、皆さんご 存知だと思いますが、現在は、お米を粉にしないで糊化にして、寒天や豆腐のような加 工品も作れるようになってきました。

そこから、プリンですとかムースですとか、クリームですとかパイですとか色々な物を生産出来るようになってきております。それから、先ほど町長申し上げた通り、高品質な米については、まずまずブランド化が進んできている状況でありますが、主食に向かないような、そういうお米でも加工次第では色々な加工品になっていくということで、是非とも今後ともご支援をお願いしたいと思います。

続きまして2点目の、町の人口増加のための対策についてをお聞きします。

奈井江町の人口の推移でありますが、戦後の昭和20年、約8,600人でありまし

たが、その後、石炭産業の隆盛によりまして、昭和36年には、奈井江町の最高であります19,761人にまで増加を致しました。

その後は、減少し続けておりますが、ご存じのとおり、現在は約5,800人であります。

減少理由につきましては、個人的には大きな理由はないと思われますが、農業と一緒で、亡くなる方の方が多くて、生まれる方の方が少ないような状況がずっと続いておりますので、人口の方が減ってきていると思います。

町では、定住化対策と致しましては、リフォーム助成や、住宅建設、購入などの支援、 奈井江商業高校への様々な補助、医療体制の充実などと色々な対策を行っております。

しかしながら、近隣の市町村も似たような政策を取っており、人口の取り合いのような様相になってきております。

町長は、インターネット上のPR動画というのをご存じでしょうか。

非常にインパクトがあり、賛否両論もあるかと思いますが、町のPRの手法としては、 一つの手段かなと思います。

有名なところでは、大分県の温泉をPRする動画でありますが、温泉の中でシンクロナイズドスイミングをするという動画であります。

もう1点は、岐阜県の関市というところでありますが、日本一の刃物の町ということをうたっておりまして、もしこの世に刃物がなかったらということで、床屋さんが歯で髪を切ったり、結婚式のケーキ入刀のシーンでは手でケーキを切ってみたりと、非常にインパクトのある動画であります。

奈井江町では、最近、ホームページの刷新もありまして、自分も拝見しましたが、非常に今風になって素晴らしいものだと、PRに力を入れることを認めているところであります。

また、現在、ほとんどの方がスマートフォンを持っているところでありまして、色々な情報が簡単に手に取るようになってきた時代でもあります。

しかしながら、奈井江町ということを分かっていると、色々な検索をされると思いますが、まずはこの名前というのを色々な方にPRする場所をもっと設けてはと、自分では考えております。

この人口増加のための対策というか、奈井江町をPRする対策として、町長の見解を 伺います。

●議長 (13時12分)

町長。

●町長

大関議員の2つ目の質問でございますが、インターネットでの動画を活用した町のPR対策が必要でないかと、こう意味でございますが、今年度より、第6期まちづくり計画がスタート致しましたが、主要施策は何といっても町民の定住でございまして、定住や子育てなど、多面的で大胆な取り組みを行ってきたところでございますが、こうした

取り組みは、4月以降の人口動態に表れ始めておりまして、この8ヵ月間の転出者103人対し、転入者が132人、とりわけ、若年世帯や子育て世帯の転入が多い状況でございまして、初年度としては、十分な成果をあげていると感じているところでございます。

さて、ご質問のあった、人口増対策としての、インターネットを活用したPR動画についての配信について、お答え致しますが、定住施策の一環と致しまして、女性の職員によりますプロジェクト・チームを結成致しまして、10月30日、町のホームページの再構築を行ったところでありますが、公開から1カ月で1万アクセスを記録しておりまして、高いPR効果があったものと考えているところでございます。

このプロジェクト会議では、SNSの活用に加えて、町の素晴らしさを視覚的にPR する動画の有効性についても議論がなされておりまして、奈井江町と包括連携協定を結んでおります北翔大学 芸術学科の皆さんが、既に「都市部の若者から見た奈井江町の魅力発信」をテーマに致しまして、動画の撮影、編集作業を進めておりまして、来年2月を目途にホームページにて公開するよう準備を進めているところでございまして、なお、総務省が所管する全国移住ナビにもリンクを行い、PR効果を高めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時15分)

1番大関議員。

● 1 番

ありがとうございます。

再質問ではありませんが、実は自分は、11月中旬から10日ほど札幌の病院に入院をしておりましたが、そのフロア内の看護師さんが20名ほどいたんですが、担当が毎日変わるので、看護師さんに奈井江町って知ってますかと質問したら、驚くことに半数ぐらいの方が知らない、分からないと答えたんですね。

それで今回こんなふうな質問をさせて頂きましたが、町長の答弁にあったとおり、対策も考えているということでありましたので、今後のPRとか、色々な今後の努力に期待を致しまして、私の質問を終わらせて頂きます。

大変ありがとうございました。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

(13時16分)

(5.3番遠藤議員の質問・答弁)

(13時16分)

●議長

引き続きまして、3番遠藤議員。

(3番 登壇)

●3番

3番遠藤です。

定例会のご出席、大変、ご苦労さまです。

私の方からは町長に2点、そして教育長に1点の質問をさせて頂きます。

まず最初に、GPSの導入について、電波基地の設置についてということで、町長に 伺います。

本町においては、農地の基盤整備事業等の推進により、水田の区画も1へクタール以上の大区画化が見受けられます。

大規模経営では、圃場の分散も著しくなっており、作業の効率を図っていくために、 GPSの導入が進んでいます。

これらを導入することで、土地を耕すだとか、しろかき、移植、特に肥料や薬剤の散布などには性能が向上していると。また、コストの削減と作物の生育や均一化が図れる、そして、品質が向上するなど、大きな期待が出来ると言います。

また、初心者の方でも精度の高い作業が可能となると言っています。

近年においては、農業情勢も高齢化が進み、作業、受託作業が多くなってきており、 GPSの導入で仕事が容易になってきているといいます。

しかしながら、場所によりGPSの電波が届きにくい場所があるため困難を要しており、基地局の設置について、町長に所見を伺いたいと思います。

●議長 (13時17分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えしていきたいと思いますが、GPSの基地化ということでございますが、本町においても、担い手農家1戸当たりの農地面積が非常に拡大してきておりまして、近年、農業用機械にGPS装置を取り付けて、位置情報を取得する、効率的な作業が注目されているところでございます。

近隣自治体においても、衛星からの位置情報を受信する際の受信障害の克服や、誤差を数センチ単位に、最小限に留めるために、基地局を設置している自治体があることは 承知しているところでございます。

この基地局1基設置するためには、数百万円の投資と、設置後の管理経費が掛かって参りますが、最近では、データサービス業者によります位置情報を補正提供するソフトが開発されておりまして、基地局が不要となる仕組みも可能となってきているところで

ございます。

現状、奈井江町におけるGPS装置の導入実績なども把握はできておりませんが、土地改良事業が継続的に行われている中におきまして、奈井江町としてのより効果のある導入の方法や共同の取り組み、更には、財源の確保など、多角的に研究して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時20分)

3番遠藤議員。

●3番

先ほど町長の答弁の中では、ソフトの開発や、また、ひょっとして、不要になるかも しれないというような、そんなお話もありましたけれども、今後、多角的な研究をして いくという前向きなお話を頂きました。

GPSも、私も奈井江の中では、どれくらい導入されているかは私の回りだけでしか 分かりませんけれども、今後において、農業者の方々に将来像を描いてもらいつつ、調 査を行ってみるということも一つの方法ではないかと。で、また、若い人達の話では、 今後において、やっぱり必需品になるであろうと。また、担い手が不足している中でし たら、なおさら必要かなというような話も頂いております。

また、近隣市町との共有という部分も、何か私は十分考えられるのではないかなという気が致します。

農業のあり方も、時代と共に少しずづ変わってきているので、基地局の設置について、 農業者と懇談しつつ、調査も進めて頂いて、前向きに考えて頂きたいと思いますけれど も、町長の考えいかがでしょうか。

●議長 (13時21分)

町長。

●町長

今、お話あったとおりでですね、基地局についても、広域的に考えられるということもありますので、そういうことも含めながら幅広く検討していきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 (13時22分)

3番遠藤議員。

●3番

今後において担い手不足のため、労力の軽減だとか効率化には、欠かせないものだと 言います。 今後において、情報を収集しつつ、思案をして頂きたいと思い、この質問を終わらせ て頂きます。

次に、2点目について、TPP大筋合意による農業担い手対策についてということで、 先ほど、TPPの質問がありましたので、それらの内容については、控えさせて頂きま す。

先般、ゆめぴりかの食味を産地間で競う、第1回ゆめぴりかコンテストにおいて、新砂川農協の農業者が取り組む、特別栽培米が最高金賞を受賞しました。

今後の農業の取り組みに対し、生産者の方々にとって大きな励みになろうというふう に思います。

さて、この度のTPPの大筋合意に至ったことに、多くの人たちが憤りや不安、また不信を持ちつつ、この問題が進むと、農業現場が苦境に追い込まれるというようなことも言われております。

これを期に高齢化や、担い手のなり手がいないなどの理由により、離農を考えている という農業者もいるようです。

政府には、先々を見据えた政策をしっかりと考えて頂きたい。長期的に、持続出来る 施策を進めて頂きたいなというふうに私は思っています。

現実として、担い手対策には、早い段階から考えていかなければならないと思います。 町内の各連合区を見ても、水田については、かなり農地の整備も整い、大型になり効 率化も図られるようになってきました。

Uターンだとか、Iターン、新規就農、新規参入などの、そういう人たちも視野に入れながら、対策を考えていくことはどうなのかなというふうに思います。

また、農業生産法人という考え方もあろうと思います。

大規模を経営することで、農業離れを防いでいく一つの方法ではなかろうかと、そんなふうに私は思います。

将来の担い手が、若い世代の人たちにとって、夢の持てる明るい農業を担ってもらう ために、農業を魅力ある職業にしなくてはいけないと私は思います。

今後の担い手対策について、町長に伺います。

●議長 (13時24分)

町長。

●町長

遠藤議員の質問、第2番目でございますが、TPP交渉の大筋合意に関する現状の認識は、先ほど竹森議員に答弁した通りでございますが、そういうことも含めて、今、担い手がいかに意欲を持ち、また安定した農業経営を行うことが可能かどうか、まさに、重要な課題でございまして、これまで本町においては、稲作を中心にして、いかに高く売れる米づくりを進めるか、生産者と農協はじめ関係団体が一体となって取り組みを進めてきたところでございますが、町と致しましても、計画的な基盤整備や、高品質米の生産に対する側面的な支援も継続していきたいと、こういうふうに考えておりますので、

よろしくお願い申し上げたいと思います。

従って、担い手を先頭に進めてきた、これまでの取り組みに自信を持ちながら、更に 上を目指して、継続していくことが大切であると考えているところでございまして、ま た、基盤整備後の転作においても、麦や大豆などの土地利用型作物の生産で、どう所得 を確保していくか、また、メロン・トマトなどの高収益施設野菜をどう組み合わせいく か、地域全体として、共通認識に立って経営していくかということでございますが、町 と致しましては、担い手の耕作地が拡大していく中で、これまで通り、土地改良事業を 計画的に進めるなど、作業の効率化や転作等の対応に努めるとともに、より、明確な経 営管理によります体質強化や、設備投資に係る補助事業の活用等を進めながら、農業者 の法人化においても推進して参りたいと、このように考えているところでございます。

いずれに致しましても、今後、TPPが執行された場合においては、国の適切な政策を強く求めながら、担い手が希望を持って、従事できるよう、JAほか関係機関との連携をさらに強化致しまして、対策を講じて参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時27分)

3番遠藤議員。

●3番

先ほどの町長の答弁の中で、私も同感するものがあります。

12月の上旬頃ですね、空知で青年農業者会議というものがありました。

就農してから2年から8年経ったUターンの方たちでプロジェクトチームを作って、 色々な研究した発表がありました。

Uターンをしたきっかけ、どんな理由でUターンされたのかなというふうに、ちょっと興味がありましたので、聞いてみましたところ、家族がもうこれで農業を自分のうちは終わりにするんだと言った言葉に、将来の自分を考えるきっかけに繋がったという人たちだとか、農業は食を通じて人と人とを結ぶ素晴らしい職業なんだと、そう思ってUターンして帰って来た人たち。また、農業に興味を持ちながらも、農業って休みが殆どないに等しい仕事なんですけれど、そういう農業に魅力がなくて一時企業に就職してみたんだけれど、やはり農業やっぱりやりたい、色々な新しい作物にも挑戦して、前向きに取り組んでみたいという、そういう自主的な挑戦もあって、そして、ここに帰って来たって。

そして、その成果の発表をしてもらったんですけれども、今後の目標に向けて頑張りたいという、新たな気持ちで挑戦し続ける、若い人たちの素晴しい発表を聞いた時に、 やはり今のこの農業、担い手の対策については、私は重点的に、ここ早い段階から考えていって欲しいなというふうな思いがありました。

で、こうしたこれからの若い人たちが、夢や希望の持てる農業のあり方をやはり関係 団体だとか、農業者の人たちが集まる中で、十分検討が必要ではないかなというふうに 思いますし、またIターンだとか、Uターンの人たちが、都会でキャリアを積んで、この町に来てくれるよう促して、業を起こして、人が人を呼び込んで、地域の活性化に一役担っているという若い人たちもいるんですね。

そういう人たちをいかにして、この奈井江に呼び込んで、人口が増やせるか、増やしていくかというところも、興味津々なところだなと私は思っています。

農業法人化については、今後の農業の形態を考えると、事業の継承だとか、農業の合理化などが図られるという利点があるといいます。

今後、これらの情報については、早々のうち早い段階において、情報提供して頂き、 そして各関係団体や、農協や普及所等などに十分協議をしてもらいつつ、進めて頂けれ ばなというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

●議長 (13時30分)

町長。

●町長

今、お話し合ったとおりでございまして、Iターン、Uターン等も含めながら、食と食を繋ぐ、そういった中で、奈井江の農業の魅力をどうアピールするか、ということも含めながら、みんなで共通した中で、農家の皆さんが集まって頂きながら、そういうアイデア、発想を出し合いながら、PRに努めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時31分)

3番遠藤議員。

●3番

ありがとうございました。

今後のTPPの動向をよく見極めながら、農業者の人たちが落胆せずに、かえってTPPに立ち向かっていける確固たる気持ちで前進出来ればなというふうに思いまして、この質問を終わりと致します。

最後に、教育長に質問させて頂きます。

町塾の創設についてお願い致します。

地元の小学校が統廃合し、互いの良いところを今の小学校に生かしていこうと、様々な行事や発表の場などから日頃の頑張りがよく伝わってくるなというふうに感じております。

これまで、子供たちの放課後や休日の過ごし方や、家庭学習のあり方など、学校便り や学習状況調査の結果からも色々と報告されてきました。

学力の向上では、学力テストの結果だけで、何事も判断出来るというものではありませんし、家庭での学習時間については、全国、全道と比較すると非常に少ないという結

果になっております。

今、子供たちが塾に通っているのは、砂川だとか滝川、美唄など、親の送り迎えが多い、要保護や準要保護世帯の人たちが、小、中それぞれ20%ほどおられるといった中では、通える状態ではないなというふうに私は判断しております。

そうした状況の中で、地元で学べる環境を整え、町が運営する塾の創設を考えます。 家庭学習の時間を増加させ、学力の向上に繋げていければというふうに思います。

義務教育を終え、どこの高校にも入れる力を身につけて、将来にわたって、都会でキャリアを積んで、新しい仕事を作りに、この奈井江の町に帰って来る、そんな子供たちになって欲しいなというふうに、私は願っております。

町を担う子供たちの育成に、町塾の創設について、教育長に伺いたいと思います。

●議長 (13時33分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、遠藤議員よりご質問ございました町立塾の創設の考え方について、ご答弁を申 し上げたいと思います。

児童生徒の学力を向上させるためには、基礎基本の定着が、最も重要でございます。 その実現のためには、まずもって、学校教育の更なる充実が、喫緊の課題というふう に認識をさせて頂いております。

本年度、教育振興会の中に、小中学校の教職員によります、パワーアップ委員会を立ち上げを致しまして、基礎学力の定着に向けて調査研究を始めたところでございます。

また、本年7月、そのパワーアップ委員会のメンバーと、私ども教育委員会職員が一 堂に会しまして、秋田県羽後町へ出向きまして、多くの先進地事例を学んできたところ でもございます。

研修後、早速、小中の全教職員に対しまして、研修発表を行い、研修成果の共有を図ったところでございます。

なお、小中学校では、長期休業中にそれぞれ、3日間ではございますが、登校日を設けまして、学習指導を実施をしております。

また、特に、中学3年生においては、この他にも登校日を設けて、高校受験に向けた 学習指導を行っているところでもございます。

更には、現在、奈井江版総合戦略を検討しております、ふるさと創生有識者会議におきましても、基礎学力の定着に向けまして、退職教員などを活用した、放課後学習のご提案も頂いており、現在、内部で検討しているところでもございます。

いずれに致しましても、子供たちが、自立をし、たくましく生きていくためには、基礎学力の定着と、更なる学力の向上を目指さなければならないというふうに考えております。

今後とも、小中学校一体となりまして、調査研究を積み重ね、あらゆる取り組みを検 討・検証し、実践可能なものから実施して参りたいというふうに考えてございますので、 なにとぞ、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせて頂きます。

●議長 (13時36分)

3番遠藤議員。

●3番

教育長の今の答弁でよく理解するところもありますけれども、私としては、町塾の考え方として、放課後や、休日の過ごし方が、子供たちはスマホだとかDVDだとかテレビなどの見る時間が多い、また、家庭学習の時間が非常に少ないということもあって、地元で学べる、何かそういった環境作りが、地元で出来たらなというような思いと、時には、学校内で十分時間が取れない、体験学習の導入だとか、自然と触れ合う学びの学習だとかも、そういった町塾での運営が出来ないものかなというふうに、私自身は考えているところで、それによって、誰でもが、学ぶ力をつけ、学習する意欲をもたせるなど、学力の向上と人材の育成にというふうに私は考えているところです。

町塾の創設については、ところによっては、総合戦略を盛り込んでいる街もあります。 今年に入って、6月ですね、学校教育法改正で制度化されて、来年4月からスタート する義務教育の学校指導の動きが出てきているようで、例えば、小学校高学年の子供た ちに理科の授業を教えるのに中学校の教員の先生が、専門を活かして、小学校に入るだ とかというような授業が、とても強みになるとも言われています。

また、中一ギャップの防止にも、繋がっていくということも言われています。

今後において、これらを含めた町塾について、児童生徒たちのために、奈井江ならではの教育のあり方を十分検討願いたいと思いまして、再質問はありませんけれども、考えて頂きたいと思って質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(13時39分)

(6.5番三浦議員の質問・答弁)

(13時39分)

●議長

引き続きまして、5番三浦議員。

(5番 登壇)

● 5 番

本日は、町長に5点質問致します。

まず1点目は、平和安全保障関連法についてであります。

日に日に、国民の反対が広がり、世論調査でも6割以上の人が今国会での成立に反対 と答え、8割以上の人が政府の説明は不十分だと答えていたその最中、参議院の特別委 員会の審議を突然打ち切って採決した、この成立過程に、まず怒りを禁じ得ません。

また、ここに盛り込まれた戦闘地域での兵站、そして戦乱が続く地域での治安維持活動、アメリカ軍を守るための武器使用、そして集団的自衛権の行使、このどれもが憲法9条を踏みにじり、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。

共産党は、日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律を放置するわけにはいかないと考えていますが、この平和安全保障関連法について、町長の所感を伺います。

●議長 (13時41分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、私は個人の尊厳を踏みにじる戦争には、絶対反対でありますし、混乱の中、国民の理解が十分でない中で、決定に至ったことは、民主主義に反することであり、大変残念なことであると、こんな思いを致しているところでございます。

奈井江町では平成17年、多くの町民、議会の皆さんとの議論を経て、まちづくり自治基本条例を制定致しました。

これをまちの最高規範と致しまして、第15条においては、町民の意思を尊重し、公正で民主的な町政運営を町長の責務としています。

本日の議会において、何度か第6期まちづくり計画という言葉が出てきましたが、本年からスタートした計画の策定にあたっても、三浦議員ご案内のとおり、各界各層、子供から高齢者まで、奈井江町の振興発展をテーマに、様々な意見交換を行い、審議を尽くして取りまとめてきたところでございます。

これが私の責務であり、住民自治であり、奈井江町が掲げる民主主義だと考えております。

私の考えは一貫しており、自治基本条例に則った住民自治、民主主義を守り、町民と共に、これからも広く議論を行っていくことに徹して参りたいと考えておりますので、 ご理解のほどを、お願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時43分)

三浦議員。

● 5 番

只今の町長の答弁の民主主義を一番大事にするというところについては、本当に感銘 致します。

憲法学者や医者、宗教家、ŠEALDsの学生さん、それから安保関連法に反対するママの会など沢山の団体が呼びかけた「戦争法の廃止を求める統一署名」という署名があります。

私もこの署名用紙を持って、町内を回っていますが、戦争を体験した高齢者、もう8 O歳近い方からその上の方たちですが、もう、あんな思いはしたくない、子供や孫に絶 対あんな思いをさせたくないと言って、戦争体験を語りながら署名して下さっています。

また、小さい娘さんを連れた若いお母さんは、子供が、最近戦争がこわいと言う。テレビでテロや空爆の画面を見るからでしょうかね、というふうに話しながら署名して下さいました。

今、国民の一人一人が戦争は嫌だ、という意思表示を始めていると思います。

この一人一人の意思を集めていく、表に出していくということが、平和安全保障関連 法を発動させない力になると思うのですが、この点で、町長のお考えをお聞かせ下さい。

●議長 (13時45分) 町長。

●町長

先ほど申し上げましたように、私自身は、いわゆる、混乱の中で、国民が理解、十分でなかった中でということは、民主主義に反するということを申し上げているところでございまして、そして、言うまでもございませんが、個人の尊厳を踏みにじる戦争には反対である、平和と民主主義を守るということを一貫して主張しておりますから、ご理解頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時46分)

5番三浦議員。

● 5 番

この件については、よく分かりました。

私も本当にこれからも、戦争に至らないために、自分なりに努力していきたいと思っています。

次に、TPPの大筋合意について質問致します。

これは、竹森議員からも質問あったことなので、被ることについては、お答え頂かなくても結構なんですけれども。

アトランタで大筋合意したTPP協定は、本文は600頁、付属文書が1,000頁、 その他に、各国の議定書や覚書を含めると6,700頁を超えるそうです。

日本政府が公開したのは、その内わずか97頁分だそうです。

正式文書は、英語、スペイン語、フランス語の3カ国語でしか作られていないということで、民主党の質問に対して、政府は日本語で作ることを要求もしなかったというふうに答えました。

したがって、細部にわたる開示がなされていない状況で、今、大急ぎで、日本語に訳している、ということだそうですけれども、新聞報道を見る限りでは、政府は、食料自給というものをどう考えているのか、というふうに疑わざるを得ない状況だというふうに思っています。

このような不十分な情報しかない中ですが、奈井江町として、TPPの影響をどう見ているか。また、町として、この大筋合意に対して、どう対処していこうとしているのか、被るかもしれませんが、もう一度よろしくお願い致します。

●議長 (13時47分)

町長。

●町長

三浦議員の第2問目の質問でございますが、TPPの大筋合意についてでございますが、TPP連携協定の影響が、多様な分野に関わってくることは、ご質問の通りでありますが、まだ合意の詳細が、今、お話によりますと6,700頁ですか、ということで、私ども、本当に詳細を分かるものではございませんし、まだ合意の詳細が明らかになっておりませんが、経済、食の安全、医療サービスを始め、執行された場合の政府の対応なども不透明でございまして、従って、特に要請活動を強化している農業について答弁をさせて頂きたいと思いますが、主食用米の無関税輸入枠の拡大が打ち出されるなど、将来にわたる農業経営の不透明感が増す中で、例えば、自分の代で農家をやめようとか、設備投資にも手を出せない、こうした農業者の不安感を払しょくする対策が、まず必要であると考えております。

こうした状況下の、町の手立てに関しては、足腰の強い、ブランド力のある米作りに引き続き取り組むことが必要でございまして、また、経営安定に資する、転作、施設野菜等の生産に取り組むため、土地改良事業のほか、JA等関係機関との連携によります、農業者への適切な支援を行う必要があると考えているところでございます。

こうした現状を捉える中におきまして、先ほど竹森議員に答弁させて頂いた通り、北海道町村会としての要請活動を既に実施しておりますが、また全国町村長大会における、 特別決議も行っているところでございます。

いずれに致しましても、経済活動ばかりでなく、国民の暮らしや生命にかかわる課題も、これから国政の場において議論されて参ると思います。

町民生活に関わる重要な課題については、必要に応じて、町村会などを通じながら要請活動を継続して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でござ

います。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時50分)

5番三浦議員。

● 5 番

今、町長の答弁にありましたけれども、TPPの最大の特徴は、農産物など全ての関税を撤廃するこということを原則としているということで、日本の中では、農産物のことばかり大きく取り上げられていると思うんですけれども、それ以外に、公共事業への参入、それから金融や保険などのサービス、医療分野の規制緩和、労働者の移動の自由などあらゆる分野も対象としています。

アメリカで、TPPに労働者が猛反対していて、その労働組合の支持を得るために、 共和党や民主党の大統領選挙の候補もTPPに反対というふうに言っている方たちもい ます。

それは、アメリカがWTOの時に、メキシコから安い労働者が大量に流入して、アメリカの労働者は職を奪われてしまった。

そういう経験があるので、TPPでは、もっと酷いことになるのではないかと、大反対を唱えているということです。

日本でも、非正規の社員が40パーセントを超え、ワーキングプアが珍しくない状況なのに、更に、安い賃金で働く外国人労働者が流入したら、ますます、賃金低下や仕事につけない人が増えることになると思います。

また、日本の金融や保険にアメリカ資本がなだれ込み、株主になれば、日本人の貯金がアメリカの儲けのために使われることになります。

こういう、農業以外の影響がもっともっと日本中に知らされれば、TPP反対の声が もっと広がるのではないかと思います。

農協などと協力して、医療関係者や金融関係者、労働組合などにも呼び掛けて、色々な角度からTPPを考える集まりなどを開くことなど出来ないのか、そして、広く情報を共有することによって、農業も守れるし、町も守るという方向が出せないものか、この点について、町長のご意見を伺いたいと思います。

●議長 (13時53分)

町長。

●町長

今、お話ございましたように、農業を含めて、あらゆる分野において、金融、保険、 更には医療含めて、あらゆる影響が来ると思います。

ただ、我々は具体的にわかりかねておりますから、そういう意味で、やはり分かると、 情報を公開して頂くということを、いかに、強く国に求めていくかということを徹底し ていきたいと、こういうふうに考えておりまして、これは農協、各団体とも同じ意見で ございますから、そういう中で共通の情報を得るために、より一層努力をしながら、集 まりがあっても、何も言えないということでは情報を提供出来ないということでは、今 のところ、ちょっと無理だと思いますので、少しでも分かるように、国に求めていきた いと、こんな思いを強く求めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理 解頂きたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時55分)

5番三浦議員。

● 5 番

今後、世界の人口が増える一方の中で、食糧が不足するということが、どこからも声がかかってきているので、その中で、日本の農地というのは1ヘクタールあたりで9.33人の人間を養える。韓国は7.5人、それからアメリカは0.88人、オーストラリアは0.11人だそうです。

米がとれるアジアモンスーン地帯にある日本の農地は、世界一だと言ってもいいんじゃないかと思います。

その日本が、輸入食品に頼らなければならないという、こういう理由はどこにもない と思います。

なんとかTPPから、日本の農業も、日本も守っていきたいと思っています。

これで、このことについての質問は終わります。

次に、住宅リフォーム制度について質問します。

この件につきましては、第2回の定例会で、私も質問しましたけれども、石川議員からも質問がありました。

ただ、6月の時点では、まだ申請書の受理が終わってないので、詳しいことは掴めていないということでしたが、改めて件数、助成額、工事の種類など、実施状況と費用対効果、また次年度への課題について伺います。

●議長 (13時56分)

町長。

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、住宅リフォーム助成についてでございますが、住宅リフォーム事業は、過去2カ年度にわたりまして、単年度事業として実施してきたところでありますが、第6期まちづくり計画でご議論を頂きながら、今年度より5カ年間、毎年25件の助成を行って参りたいと考えているところでございます。

そこで、1点目の住宅リフォーム事業における助成人数、金額、工事の種類について でありますが、今年度につきましては、広報誌などで周知を行い、5月11日から20 日の受付期間に55件を受け付けまして、5月22日、役場において抽選を行いまして、 25名の当選者を確定致しました。

その後、6月に入ってから、2名の辞退がありまして、23人対して助成を行うことになっております。

次に、助成額についてでありますが、全てのリフォーム工事が終わっておりませんので、概算ということでご理解を頂きたいと思うところでございますが、総事業費2,584万円に対し421万円の助成でございました。

工事の種類につきましては、外壁、屋根改修16件。玄関や窓枠などの建具改修が2件でございます。浴室改修4件、台所改修1件となっております。

次年度に向けた課題については、町民や業者の方たちより、4月から着工出来ないかといった要望を多くお聞きをしたところでございますが、次年度以降につきましては、3月から事業の周知を行うと共に、4月早々より受け付けを行い、少しでも早く着工出来るように取り組んで参りたいと考えているほか、申請書類の簡略化についても検討を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

●議長 (13時59分)

5番三浦議員。

● 5 番

この件につきましては、町民の興味関心が非常に高いというふうに感じております。 もう今から来年申し込むんだという話をしている方もいますので、是非、早く着工出 来るようにという点で、よろしくお願いしたいと思います。

この件については、終わります。

次に、JR奈井江駅の無人化問題の進捗状況について質問します。

第3回の定例会の一般質問でも、この件について質問しましたが、その時の回答では、 JR側は、9月末をもっての無人化については撤回すると。今後の町との協議を続けて、 3月までに結論を出すということだったと思います。

ところが、その後なんですけれども、私、JRをよく使うので、駅に行った時に、貼り紙がされていて、「航空券の販売の終了について」というお知らせが貼ってありました。

これまで駅で扱っていた航空券の取り扱いを12月25日の営業時間をもって終了すると。26日以降は、ツインクル・プラザ滝川支店とか、岩見沢支店、または各航空会社のホームページや予約専用ダイヤルを利用して下さい、というふうに書かれていました。若い人だと、ホームページにすぐアクセス出来るんだと思うんですけれども、高齢者になってくると、なかなか難しいので、窓口で本当に丁寧に対応して下さっていることが、すごく助かっていたんですけれども、それがなくなるんだということで、こういうことは、3月末までの協議の対象にはなっていなかったんだろうかというふうに、思いました。

その件と、また他の件についても、どの程度、今、話が進んでいるのか、伺いたいと

思います。

●議長 (14時01分)

町長。

●町長

三浦議員の4点目でございますが、奈井江駅の無人化について、前回、三浦議員から 質問のあった9月定例会以降の動向についてお答え申し上げたいと思います。

高齢者や学生など、JRを利用する際の安全安心を確保するため、駅窓口業務の民間 委託についてJR側と協議を行ってきたことは、三浦議員ご案内の通りでございます。

その合意がなされた現在、JR北海道の担当者、民間企業1社と共に、業務の詳細について打ち合わせを重ねているところでございまして、ご指摘のあった航空券については、航空各社との協議の中で、駅併設の旅行代理店であるJR旅行センター、いわゆるツインクル・プラザを除きまして、全駅において取り扱いをしないということでございますから、今回の無人化の問題とは関係ないということを申し上げておきたいと思います。

10月1日、一部新聞紙上で、奈井江駅も無人化されるという報道がなされたところでございますが、誤報でございまして、町民に不安が広がらないよう、新聞社に申し入れを行ったところでございます。

なお、本件については、3月の委託化に向けて、現在、協議中のことでもございまして、その詳細については差し控えさせて頂きますが、概要が決まり次第、改めて議員各位にもご報告を申し上げたいと思います。

したがって、今まで続けていた話について、無人化しないということについては、守って頂けるということで、答弁申し上げておきたいと思います。

今、具体的に、そのことを内容を相談しているということでございまして、無人化に向けて進んでいるということではないということを、ご承知願いたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (14時04分)

5番三浦議員。

● 5 番

その回答を聞いて、安心致しました。

本当にあそこに人がいないということを、ちょっと想像するだけでも、一つは寂しい し、一つはやっぱり不安が非常に大きくなると思うんですよね。

今後ともよろしくお願いしたいと思います。

最後に、女性管理職の登用について質問します。

政府は、女性の活躍できる社会をめざすということで、女性管理職の登用を呼びかけ

ており、北海道も、2019年度には、知事部局の幹部職員に占める女性の割合を8%にする、全国平均に達する、そういう目標を掲げました。

また、高橋知事は、そのために女性職員支援室の設置や指導・相談役となる先輩職員が、新入職員や後輩をサポートするメンター制度というものの導入、そして、女性職員の職域の拡大などを進める中で、意欲と能力のある女性職員について目標に沿い、積極的登用を進めていくと議会で答えていました。

奈井江町の現在の管理職に占める女性の割合と、今後の女性管理職登用の方針をお尋ねします。

●議長 (14時05分)

町長。

●町長

三浦議員の女性管理職の登用について、幹部職の登用についてということでございますが、奈井江町における女性管理職の登用ということで、平成24年にも同様のご質問を頂いたところでございますが、私は当時と全く同じでございまして、かねてより女性の能力を高く評価しているところでございます。

改めて、奈井江町における女性管理職の現在の状況等について説明を致しますと、人事異動における管理職への昇任については、昨年度が男性1名、女性1名でございまして、今年度においては男性2名、女性5名を新たに管理職に登用しておりまして、全管理職に占める女性の割合は25%になっているところでございまして、また、育児休業を取得し、再び職場に復帰する女性職員も多い中、出産、子育ての経験を、まちづくりに生かして頂きたいと考え、今年の主要施策である町ホームページの再構築事業において、女性だけで組織したプロジェクトチームで検討を行いまして、とても見やすくなったと好評を博すと共に、子育て応援サポートのサイトが、町ホームページの目玉となったのは、三浦議員ご案内のとおりでございます。

今後も目標数値にとらわれることなく、管理職としての能力、適正を備え、かつ、まちづくりに意欲のある職員を男女の区別なく、登用して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

●議長 (14時08分)

5番三浦議員。

●5番

只今の答弁にありました11月4日付のプレス空知に、町のホームページがリニュー アルされたという記事が掲載されてました。

見出しに、女性の視点随所にというふうにあり、女性職員 1 1 人のプロジェクトチームによって作成されたことが紹介されていました。

私も、早速見ましたが、本当に見やすく、そして明るい感じで、堅苦しくなくて、本

当に良いホームページが出来たなというふうに思っています。

一方、日経新聞によると、女性の管理職が少ない企業に、なぜ女性管理職が少ないのかと尋ねると、女性本人が管理職になることを希望しないんだというふうに答えるというふうに書いてありました。

その女性の意見は、家庭との両立が大変だからとか、責任が重くなるからということで、女性の方から、なりたくないんですという意思表示があるということでしたけれども、今回のホームページリニューアルに向けての女性だけのプロジェクトチームを作ったということに、私は大変感銘を受けました。

任される経験ということ、この経験が次の意欲に繋がって、そのような体験の中から リーダーも育ってくるというふうに思います。

それが、男性と混じっていると、どうしても一歩下がる面が多くなると思うんですけれども、女性だけのチームということになると、そこで必ずそういう役割を果たす人が出てこなければならないわけで、そういう意味で、この取り組みはすごく良かったんじゃないかなというふうに思います。

この女性プロジェクトの取り組みについて、町長の感想も含めて伺いたいんですが。

●議長 (14時10分)

町長。

●町長

今、感想もということでございますが、女性で積極的にやって頂いているということは、今、お話ありましたように、ソフト面で、いわゆる全体に分かりやすく、ソフトな感じだということがいえるんでないかなと思いますし、女性が、ホームページ、こういうふうに載せて頂ける、役割を女性の役割として大きいんでないかなと、こんな思いをしながら、いきなり感想ということで、そういうふうに思います。

以上、答弁と致します。

●議長 (14時11分)

三浦議員。

● 5 番

いきなり感想で申し訳ありませんでした。

ただ、本当に、女性管理職を養成するために、研修を開きますとか、そういうことも 大事なんだと思うんですけれども、こうやって実際に、女性が活躍をする場を広げてい くということが、すごく大事なんでないかなというふうに私は思いました。

以上で、質問を終わります。

●議長

以上で、町政一般質問を終わります。

(休憩) (14時12分)

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時20分)

●議長

会議を再開します。

日程第6、議案第1号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第4回定例会のご出席、ご苦労さまでございます。

議案書1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成27年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,399万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,481万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、15款道支出金4,208万7千円を追加し4億2,580万7千円、17款寄付金460万5千円を追加し1,322万円、18款繰入金988万5千円を追加し2億5,364万3千円、20款諸収入258万2千円を減額し1億1,801万2千円、歳入合計5,399万5千円を追加し49億1,481万9千円。

次の頁になりますが、歳出、1款議会費237万円を減額し4,303万7千円、2款総務費1,001万4千円を追加し3億7,225万8千円、3款民生費583万7千円を追加し9億405万1千円、4款衛生費202万9千円を追加し6億8,955万5千円、6款農林水産業費1,253万8千円を追加し3億930万3千円、7款商工費1,550万円を追加し1億7,534万4千円、8款土木費344万6千円を追加し5億8,375万8千円、10款教育費566万4千円を追加し2億3,240万7千円、12款職員費133万7千円を追加し7億3,604万6千円、歳出合計5,

- 399万5千円を追加し49億1,481万9千円。
 - 一般会計補正予算(第4号)の概要についてご説明を申し上げます。

歳出より説明を致しますので、7頁をお開き下さい。

議会費では、議員数の減等による精査で237万円を減額計上致しております。

総務費、総務管理費の一般管理費では、その他一般行政に要する経費として、臨時職員に係る共済費で45万7千円、賃金で192万1千円、人事評価制度導入支援業務委託料で135万6千円、合わせて373万4千円を追加計上。

8頁の管財事務に要する経費では、消耗品費28万8千円を追加計上。

行政情報システムに要する経費では、農地基本台帳システム改修費の精査で 1 4 万円 を減額計上致しております。

財産管理費では、コミュニティ会館の維持管理に要する経費で、瑞穂農業集落センターの床下修繕等に係る補助金16万2千円を追加。

9頁の職員・教員住宅の維持管理等に要する経費では、職員住宅暖房設備等の修繕で 98万円を追加。

交通安全対策費では、財源の振り替えを行っております。

地域振興基金では、ご寄付による積立金460万6千円を追加。

徴税費の賦課徴収費では、賦課事務に要する経費として、住民税過年度過誤納還付金38万4千円を追加。

10頁の民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、財源の振替えであります。

高齢者対策費では、老人総合福祉施設における、ディサービス送迎バス更新に係る一般会計からの繰出金152万4千円を追加。

介護保険関連サービス事業に要する経費として、人事異動等による人件費の精査で、 合わせて240万5千円を追加計上致しております。

- 11頁の地域包括支援センター運営に要する経費では、同じく人件費の精査、コミュニティカフェに係る食材料で合わせて106万6千円を追加計上。
- 13頁の介護保険推進費では、介護保険事務に要する経費として、マイナンバー制度関係の広域連合データ連携システム改修負担金20万9千円を追加。

児童福祉費の児童福祉総務費では、学童保育事業に要する経費として、臨時職員の共済費・賃金の精査で63万3千円を追加。

認定こども園費では、財源の振り替えを行っております。

14頁の衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、病院事業会計繰出金として、病院改修工事実施設計の一般会計繰出金198万8千円を追加計上。

保健センター費では、保健センターの管理運営に要する経費として、誘導灯の取り替え修繕4万1千円を追加。

農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業委員会活動促進事業に要する経費として、農地台帳整備委託料21万6千円を追加計上。

農業振興費では、農業振興に要する経費として、水稲種もみ温湯殺菌消毒施設整備事業補助金1,490万円を追加計上致しております。

15頁の奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、経営所得安定対策直接支払

推進事業補助金28万円を追加。

農地費では、道営換地計画委託業務に要する経費で、人件費の精査により合わせて2 85万8千円を減額計上致しております。

16頁の商工費の観光費では、観光振興に要する経費として、温泉施設の経営診断委 託料50万円、新ないえ温泉に対する補助金で1,500万円、合わせまして1,55 0万円を追加計上致しております。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、西 4線道路使用料及び用地買収費13万8千円を追加計上。

17頁の除排雪に要する経費では、奈井江浦臼線他4路線の除雪業務委託料127万 4千円を追加計上致しております。

河川費の水防費では、財源の振り替えであります。

都市計画費、下水道費では、下水道事業会計繰出金の精査で18万4千円を追加。

住宅費の住宅管理費では、公営住宅等の維持管理に要する経費として、住宅の修繕料 185万円を追加計上致しております。

18頁の教育費、小学校費の学校管理費では、その他小学校の管理事務に要する経費として、屋内消火栓設備ポンプ取り替え修繕で561万6千円を追加計上。

教育振興費では、その他小学校の教育振興に要する経費として、小学 1 年生の漢字検 定受講料を追加し 4 万 8 千円を追加計上致しております。

19頁の職員費の職員給与費では、人事異動等による人件費の精査により、合わせて133万7千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

5頁にお戻り下さい。

道支出金、道補助金の総務費補助金では、地域づくり総合交付金の決定により、防犯灯のLED化、水稲種もみ温湯殺菌消毒施設整備事業などの財源として3,967万3千円を追加計上。

民生費道補助金では、社会福祉施設産休代替職員任用費補助金70万5千円を追加。

農林水産業費道補助金では、農業委員会交付金、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金、合わせて43万5千円を追加計上。

道委託金の土木費委託金では、道路施設維持管理委託金で127万4千円を追加計上 致しております。

寄附金では、林裕子様、北準一様、桃木良子様、桃木めぐみ様、商工会料飲業部会様、 秋葉秀祐様、ふるさと応援寄附金で渡邊隆様ほか192名の方のご寄付により合わせて 460万5千円を追加計上致しております。

6頁の諸収入、受託事業収入の農業費受託事業収入では、道営換地計画受託事業収入 で285万8千円を減額計上。

雑入では、臨時職員の社会保険料本人負担分で27万6千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差988万5千円につきましては、同じく6頁の歳入予算に おける、財政調整基金繰入金を同額追加計上して、収支の均衡を図ったところでありま す。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 三浦議員。

● 5 番

議案書の7頁、平成28年度から人事評価制度を導入するということですが、何を目的に、人事評価を行おうとしているのか。またそれに伴い、委託費135万円が計上されていますが、委託する具体的な業務は何か。質問致します。

もう1点、議案書16頁、観光振興に要する経費で委託料50万円、補助金1,500万円が計上されていますが、委託する中身は何なのか、また補助金の具体的内容について質問します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会出席大変お疲れさまです。

私の方から、三浦議員の質問の1点目について、お答えをさせて頂きます。

8頁の中段ほどにあります委託料ということで、135万6千円の補正の計上をさせて頂いておりますが、この経費につきましては、今ほど三浦議員がおっしゃられた通り、人事評価制度に備えての経費ということになっておりまして、来年度から導入されます人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正により、平成28年から全ての自治体で行わなければならないものとなってございます。

具体的には、各市町で定める評価シートによりまして、職員一人ひとりが、自己の目標を定め、上司と面談をし、評価結果についても本人へ開示をするなどの仕組みとなっておりまして、計画的な人材育成、コミュニケーションによる組織の活性化などを図るとともに、職員一人ひとりの能力、ひいては役場組織の実績向上を実現することを目的として導入されるというふうに考えてございます。

また、委託料の内訳でございますが、今年度補正として計上させて頂きましたのは、 人事評価制度の導入前の職員研修経費と、評価シートの作成経費ということで、今回、 計上させて頂いておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今、三浦議員からご質問ありました2点目の観光振興に要する経費の委託料並びに 補助金についての内容についてということでのご説明をさせて頂きたいと思います。

まず、ご承知のとおり、ないえ温泉施設に関しましては、平成20年度から10年間 の施設の使用貸借契約に基づきまして、民営化による運営を進めて参りました。

近年、入館者等が年々減少している中、平成20年度には、入館・宿泊合わせまして 13万4千人の利用がありまして、これが平成26年では8万7千人まで減少している という状況でございます。

また本年に入りましても、この利用者が、減少が進んでいるということになってございます。

また、施設の老朽化によりまして、民営化以降、多額の設備投資、また修繕費等に費用が掛かっていることに起因しまして、経営においても厳しい局面を迎えているということが報告されておりました。

こういう背景から、今後、施設の維持管理経費等に対する支援について、要望を受けたところでございますが、この対策につきまして、夏以降、新ないえ温泉と継続的に協議を行って参りましたけれども、この間、別途検討を進めております公共施設総合管理計画策定における町民アンケートの集約におきまして、特にこの温泉施設においては、約7割の町民が、今後も優先的にあるいは、出来るだけ施設を維持すべきであるという結果を確認しているところであります。

それとあと町民の健康保持のための施設であるという観点からも、この施設は、大事なものというふうに考えているところでございます。

このようなことから、総体的な見直しが必要であるものとの考えに立ちまして、今回、年度内に、町が施設の現状の経営分析を行うということを前提にしまして、あわせまして本年度の対応策ということで、温泉開設以来、この本町温泉、冷泉を沸かすというハンディキャップがございまして、実際、水温が11度の冷泉を加温するための燃料費の相当分ということで、積算を致しまして、これを補助金としまして支援するということで、計上させて頂いたものでございます。

●議長

三浦議員。

● 5 番

最初の、人事評価制度のことについてですけれども、この件については、道職員の高校の教師もそうなんですけれども、私はたまたま、免れたというか、その評価を受けないで退職をしてしまったんですけれども、その後の元同僚の話とかを聞くと、これが元で職場がうまくいかなくなるということもあるというふうに聞いております。

それから、上司と面接をするんだけれども、それが、苦痛になる、怒られるというか、 そういうことで、苦痛になって、精神的にすごく負担を感じる同僚もいるんだという話 も聞きました。 ですから、あくまでも、前向きにどこを伸ばせばもっと良くなるのかという、そうい うポジティブな面接でなければならないのかなっていうふうに思うんですね。

これによって、職場が、バラバラになってしまうとか、働きづらい職場になってしま うというようなことがないようにやって頂きたいなというふうに思います。

それから、観光振興の経費についてですけれども、補助金の1,500万円というのはかなり高額だと思うんですね。

26年度の子供の医療費無料化に町が負担したお金というのが 1, 600万円ということですから、それだけの仕事が出来る。そういうお金をつぎ込むということになると思うんですけれども、町民が納得してもらえるように、きちんと説明をして頂きたいと思うんです。

この説明の部分について、どうお考えか、聞きます。

●議長

町長。

●町長

温泉については、先ほど答弁にもありましたとおり、アンケート結果によりますと、皆さん、やっぱり継続、発展して欲しいという中で、やはり、1,500万、冷泉を沸かすということで、私共はこれを維持発展していきたい、同時に経営診断をするということによって、唯一の観光施設でございますから、そういう意味において、経営診断をして、その結果において、今後の方向性を色々な面で考えていきたいと、こういうふうに、議会と十分相談していきたいと、こういうふうに考えております。

当面は、1,500万は、減少傾向が非常に強いと、13万人が8万人足らずになったということも、これも、経営が厳しくなった原因でございますが、同時に合わせて、町民の意見としては、維持していきたいと、頂きたいと、こういうことが、望まれているところでございますから、私と致しましては、今回、補助対象にしながら、そして、より、経営診断をしながら、今後あるべき姿、あるべき経営状況というのは、どうあらなければいけないのか。様々なサービス面だとか、色々な面で、苦情がきていることも、これまた事実でございますから、いずれに致しましても新年度に向けて、どういうふうにしていくかと、経営内容をどういうふうにしていくかということも含めながら、考えていく。まだ契約としては2年半ありますけれども、途中でなると思いますが、ただ、経営が厳しくなってくるということになりますと、我々はやっぱり考えていかなければ、総合的に考えていかなければいけないと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

その他ございませんか。 石川議員。

● 4 番

只今の温泉の関連についてであります。

町長からも今、ご答弁ありましたけれども、まず、コンサル、経営診断のコンサルに 出すということですが、具体的にコンサルタントの所在、名称、依頼の方法とか、その 代金の支払い方法とかは決められているんでしょうか。

●議長

ふるさと振興参事。

●ふるさと振興参事

只今の石川議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、今回、予算を計上させて頂いた背景の部分で、温泉経営に関しての分析を行うにあたって、一つには、まず、 財務状況などを実態をまず確認をすると。

それから、次に、現状の課題ですね。経営面であるとか、また、施設も25年を経過して老朽化しておりますので、そういった部分の改修の必要性。またそこから導き出される今後の改めるべき管理運営の改善点。そこら辺をあくまでも町の管理者としてのスタンスとして、そこを、分析をしていきたいというふうに考えております。

そこで、今、年度内に済ませたいということで、今、2月の上旬から中旬までには、成果品を求めたいというふうに思っている関係から、予算通る前でしたが、事前に参考となる、事務の協議、打ち合わせなんかもさせて頂いておりますが、今、考えておりますのは、今、自治体の行政改革を主眼に、そういった民間との業務分担であるとか、そういった行政診断を行う業者がおりまして、そことの協議の中で、こういった公共施設の分析も取り扱いが可能だというふうにお聞きをしております。

そんなことと、その企業が関連部門でホテル業等々も営んでいるというようなことで、より専門的に、私たちの求める部分も、今後、早急に事務協議を行って、契約に向けて 進みたいなという考え方でございます。

以上でございます。

●議長

石川議員。

● 4 番

今のコンサルについて質問は分かりました。

それから、まず昨年確か燃料高騰で燃料費の800万が行われたはずです。

今回の説明では、加温式というお話、それから老朽化が認めれるんですが、加温式であるというのは、開設当初から加温式であったと思います。

その昨年の補助の理由と、今年の補助の理由、これが、この相違はなぜなのか、を質問したいと思います。

●議長

ふるさと振興参事。

●ふるさと振興参事

只今のご質問でございますが、昨年につきましては、ご説明した通りでございますが、 異常に油代、A重油でございますが、高騰したと。

そこで、去年の算出につきましては、無償貸与を始めて以来、最低の単価であった当時と、昨年の一番高い当時と比べて、その差額に関する部分についての、補てんをさせて頂いたという積算でございます。

そこで、今回は、ある程度、今年については、そういった高騰の部分は一時落ち着い た状況にもございますので、そこは、切り離して考えてございますが、今回、改めて、 経営が、近隣の自治体でも指定管理者の撤退等々があるように、非常に、近隣も含めて 経営が、入湯客が減る中で、厳しいというものが一番の理由として、報告があって、ま た協議を行ってきたところですが、ただしかしそこには、色々協定もございますので、 補助の考え方としては、あくまでも、今、途中で、業務が停止になるという部分につい ては、多くの町民がやはり保養施設として利用している以上、混乱を与えたくないとい う考えの下、元々、他の町の助成の実態も実は事前に調べたりもしたんですが、同じよ うに冷泉に対して、開設当初から助成をしている自治体もあったりとかですね、そうい ったことを総合的に考えて、私共の町の温泉が、分析書によりますと、湧水地で約11 度、真冬に関してはまた導水管で引っ張ってきて、更に温度が下がると、その時点で8 度程度まで下がっているというような状況もあったものですから、そういったことを勘 案して、また、事前にコンサルに協議をしました会社にとっても、この辺の影響という のは、他の地域に比べて、非常に影響が大きいのは確かであるというような参考意見も 頂く中で、夏の部分、それから冬の温度が下がる部分のリッター数を積算を致しまして、 そこに今、11月現在の町の契約単価である、重油単価を掛けた中で1.570万ほど まであるという内容を踏まえた中で、今回1,500万という金額で、政策的に助成を したいという考えで計上させて頂いたということでございます。

●議長

石川議員。

● 4番

只今の説明も理解は出来ました。

通常、企業経営というのは、企業自体がその経営を診断して、必要であれば、企業の責任のもとに、経営改善策を打ち立てるものだと、私は理解しております。この場合、 先ほどご答弁あったように、行政としてという言葉もありましたけれども、その辺について、行政はどのような考えが持たれているのか。

それと、燃料の補助に対する原因というものが、昨年と今年が変わっております。次

年度以降はどのようにお考えなのか、その辺聞きたいと思います。

●議長

副町長。

●副町長

私の方から答弁させて頂きたいと思います。

先ほど、町長の方から行政としてという言葉に対してだと思いますが、元々この、ないえ温泉を平成2年に始まった時に、私共も、計画・試算をさせて頂いたんですけれども、収支のバランスといいますか、公営としてですね、儲けとかということではなくて、やっぱり収支を取れる数字というのはきちんと収めなければならない、ということで試算させて頂いた数字が、細かい数字ちょっと申し訳ございません、覚えておりませんが、12万なにがしの入湯客があるということが、収支の分岐なのかなということで試算したことがございます。

そうなった時に、先ほど、課長の方からも説明あったとおり、20年当初ですね、12万を超える13万ぐらいですか、入湯客も維持できていて、それなりといったら変ですけれども、その中での収支バランスはとれるというふうなことで、民間に対する無償貸与という形で、今まできたところであります。

もとより、基本は、町民の健康の保持増進、そして、元々奈井江町における、当時としては、唯一の観光資源というようなこともあって、行政として、きちんと運営をしていきたいということもあったのは事実でありますけれども、今、逆に、アンケートで7割以上の町民が、やはりこれは健康保持増進の一つとして残して欲しいという思いがあるとしたら、最低限と言いますか、出来る範囲内での行政としての手立ては取らなければならないのではないかという判断をしたのが一つであります。

来年度以降の関係ですけれども、今、先ほど申し上げた経営、公共施設の総合計画の中で、先ほど申し上げた通り7割以上の方が、施設についてはということもあります。

それと合わせて、これは、構造改善センターですとか、屋内体育センターとかそれぞれについてもアンケートを取らせて頂いて、一定の庁舎内における、評価を、一部ですけれども、全部まだ公共施設、全部終わってないものですから、皆さんにもお諮りしておりませんけれども、一部については、一定の方向を見出そうとしているところでありあります。

この庁舎内において見出した方向と、各施設の方向ですね、これと、先ほど、参事の方からも説明ありました、診断と合わせて、将来的にこの3施設をどうやっていくのかということを、2月の末以降、行政的に判断をして、そして皆様にも、新ないえ温泉株式会社にも提示しなければならないのではないかというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

その他ございますか。

遠藤議員。

●3番

今ほどの説明の中で、引き続き、質問させて欲しいところがあります。

今後の指定管理者においても、例えば経営が著しくなったといった場合において、温泉においては、昨年、油代、今年は建物の補修、そしてこの度、1,500万を補助していくという措置を取っております。

他の、万が一、指定管理者の中でも、こういった場合が出てきた時には、やはりこういったことを考えていかれるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

●議長

副町長。

●副町長

指定管理のあり方ということになろうかと思うんですけれども、私共、指定管理制度 を全国といってもいいと思うんですが、先進的に取り入れさせて頂いて、色々な形の指 定管理の中で行財政改革を進めて参りました。

で、そういう中で、指定管理のやり方自体が、他に色々な形の指定管理の仕方があるものですから、見直しをしなければならない時期に来ているのかなというふうな思いもありまして、今年の3月の予算委員会でも、町長の方からもあったと思いますけれども、公共施設全体のあり方の中で、きちんと議論していきたいよという答弁をさせて頂いていると思いますが、そういう視点に立って、まさに今回の診断を含めて、求める、町民が求めることに対する、我々が投資といいますか、負担出来るものというものを見極める必要があるのかなというふうに思ってます。

そこの範囲で、改めて、指定管理のやり方をきちんと議論して、もし指定管理に出すとしたら、まず指定管理で出すということ、決まってませんけど、出すとしたら、そういう議論をきちんとした上で、やっていかなければならないのかなというふうに思ってます。

●議

その他ございますか。

大矢議員。

●8番

温泉関係の話してますけれども、私から、温泉関係も含めまして、2点質問させて頂きたいと思います。

まず1点目は、病院事業会計の繰出金について質問させて頂きます。

私の周りでも高齢者世帯といいますか、そういう方が大変増えていて、除雪に困っているよ、また買い物や何かも大変ですよという話を聞いて、奈井江町でも是非とも高齢

者向けの住宅に取り組むことが出来ないのかなというふうに考えていたんですけれども、 今回まさか、病院内で取り組むというのは、本当に私も驚いているところでございます。

この取り組みにつきましては、笹木議員からの一般質問の中で、その趣旨等々町長の思いと説明がありましたので、そのことにつきましては、理解するところなんでございますけれども、しかし、病床数が半分になるということですから、町民から入院が難しくなるのではないかという不安の声も聞かれます。

またこの政策と病院の健全経営、存続ということは別な問題だと、私は考えるんですね。

病院事業が縮小されるわけですから、診療報酬、また交付金も減少するんではないか と思います。

病院事業ではより一層経営健全化に向けた努力をしていかなければならないものだと 思います。

また、町としても医療の質が下がることのないように、最大限の支援はしていくことが必要なんだと思いますけれども、町長の考えを伺います。

もう1点につきましては、今ほど、温泉につきまして、色々なご意見がありました。 昨年800万の補助を決める時にも、私からも清掃のことで非常に苦情が来てます。 管理に対しても苦情が来てます。

このことを改善してもらうように十分伝えて下さいという話も申し上げました。

しかしながら、今回補助の話が出ました、そういう中であっても、いまだに、私の周りの人しか私は知りませんけれども、温泉をよく利用している方からは、非常に多くの苦情が聞かれます。

今ほど7割の方が残して欲しいと言われました。

当然、私に苦情言う人も利用している方なんですよね。

利用しているから苦情が言えるわけで、その人は残して欲しい、それは分かるけど、 それだけ何回も言ってもらっているのに、改善されないところにまたなんで補助出すん だという、そういう話があるわけです。

当然契約があるわけですから、町長も先ほど言われましたけれども、まだ契約2年残ってますよ、という話ですけれども、これだけお願いを申し上げて、改善がされないということであれば、契約上、きちんと私は管理に対して謳っているんではないかというふうに私は考えているんですけれども、その辺、適正に管理されているといえると、町として考えているのか、伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

まず、温泉の問題から、関連がございますから、お話申し上げたいと思いますが、温泉については、今、お話あったとおりでございまして、色々と苦情が出ていることも事実でございます。

したがいまして、経営診断を行いまして、2月末ぐらいまでにその診断書の診断を明らかにし、議会と議論をしながら、今後の方向をどういうふうにしていくかということを、契約途中でございますけれども、これも解除をすることも可能でございますから、そういう中で今後検討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

それから今一つは、病院のことですが、我々は病診連携、病病連携を続けております。 したがって、医療というのを、決して薄めるんでなく、むしろ、それを強力にしてい かなければならないと、こういうふうに思っております。

したがって、病院が、今、どのぐらい利用しているかという、空きベッドが4割近く あるんです。

ご存じだと思います。

したがって、その空きベッドをどういうふうに利用するかということで、国との折衝 もありましたから、いわゆる交付金で空きベッドを支えて頂いて、交付金が今後、下が ることは事実なんです。

したがって、この交付金がなければ病院経営もやっていけないという面もありますけれども、全般的に下がってくることは事実でございます。

しかし、もし、ベッドが変えた場合、住まいを元にして変えた場合、4年間は保障されるということに相成っているわけでございまして、その間に、色々と経営方針を立てながら、立て直しをしていかなければいけないと。

このまましていくとやはり人口減少傾向、更には、病診連携も弱まってくるし、病病連携も弱まってくるという可能性も高いわけでございますから、そういう意味において、やはり、今回、思い切った施策が必要でないかと、という考えのもとに今回提案したところでございますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、2点についてお答え申し上げました。

●議長

大矢議員。

●8番

1点目の病院関係につきましては、十分、町長のお考えは分かりました。

また詳細については、病院会計の中で質問させて頂きたいと思います。

また、温泉の関係につきましては、今ほど町長から3月までにはきちんとする、という話を聞きましたので、私は、今後はこういう提案がないものと、町長それだけ決断して頂いたことは、ないものとしまして、了承するところでございます。

そういうことで、よろしくお願いしたいと思います。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終了致します。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時01分)

●議長

日程第7、議案第2号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書22頁をお開き下さい。

議案第2号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成27年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億18万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金18万4千円を追加し2億6, 080万1千円、歳入合計18万4 千円を追加し5億18万4千円。

歳出、1款下水道費18万4千円を追加し8,415万7千円、歳出合計18万4千円を追加し5億18万4千円。

下水道事業会計補正予算(第2号)の概要について申し上げますが、歳出から説明致 します。

26頁をお開き下さい。

下水道費の下水道整備費、下水道建設費では、公共下水道事業に要する経費で、共済 費負担率の変更に係る人件費の精査で9千円を追加しております。

下水道維持費では、公共下水道施設維持管理に要する経費で、同じく共済費の精査で 2万8千円を減額。

公共桝等の修繕料で20万3千円を追加、合わせて17万5千円の追加であります。 以上における歳入歳出の差18万4千円につきまして、25頁の歳入予算における、

一般会計からの繰入金を同額追加計上して、収支の均衡を図ったところであります。 以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時04分)

●議長

日程第8、議案第3号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書28頁をお開き下さい。

議案第3号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予 算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

建設改良事業で198万8千円を追加し8、969万5千円。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、病院事業費用で554万3千円を追加し12億872万8千円。 次の頁をお開き下さい。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入第1款、資本的収入で198万8千円を追加し1億5千万8千円。

支出、第1款、資本的支出198万8千円を追加し1億8.618万4千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第5条、予算第7条に 定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で578万9千円を追加し5億7.073万7千円。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

今回の補正につきましては、主に人事異動、臨時職員の正職員化に伴う人件費の精査 及び病院改修工事実施設計に係る費用であります。

補正の内容について、収益的支出から説明致します。

31頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、人事異動等による人件費の費用精査を行い、 合わせて578万9千円を追加計上しております。

経費では、退職手当負担金で24万6千円を減額計上。

次に、資本的支出でありますが、32頁の資本的支出、建設改良費で、病院改修工事 実施設計に係る委託料198万8千円を追加。

資本的収入の負担金では、この実施設計に係る財源として一般会計負担金198万8 千円を追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,599万5千円の赤字を見込み、繰越実質収支では2億3,319万3千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 森岡議員。

● 6番

只今説明頂きました病院事業会計の補正予算でありますけれども、午前中の笹木議員 の質問にもありました、この病床の再編に関わる部屋の改修工事についての、この実施 設計が、この病院会計の事業の方で、提案されております。

それでこの病院改修工事の実施設計について、午前中の説明の中で、個室が7室、夫婦が9室で、16室という説明もありました。

それと、今ある、食堂やナースステーションもありますよね。

それも含めて、どういうように工事をすることを予定していながらの実施設計なのかなというようなことを含めまして、まずこの実施設計の出来上がりの予定期日、こちらで希望しているといった方がいいかもしれませんが、まずその期日と、実施設計のもう少し詳細な内容につきまして、こういう設計を求めるということで、ご説明を頂きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

実施設計の今現在の内容といいますか、こういった形でこう進めたいという部分のお話かと思います。あと、合わせて期日ということでございますが、まず期日につきましては、今回、補正予算を計上させて頂いておりますが、議決を頂いた後におきまして、一応年度内、今年度内ですので、3月いっぱいまでには、実施設計を完了したいという

ふうに考えているところでございます。

それと実施設計の中身につきましては、議員お話ありましたように、まず、入居室につきましては、現在の病室を入居室に切り替えるという考えでございますが、個室につきましては、現在の特別個室、特別室ですね、これが、4室ございます。それと2人部屋が3室ございます。

その合わせて7室を単身用という形にしたいなというふうに考えております。

また、夫婦用につきましては、現在の4人室、4人床室、この病室を夫婦用という形に切り替え、9室ということでございますが、やはり、住宅ということの中でいいますと、そのフロアの中に浴室が必要だというふうに考えております。

その上では、今ある、4人床の病室1つを入浴室に切り替えたいということを考えております。

また合わせて、お話のとおり、食堂ですとか、色々、談話室等々含めて、現在の食堂を有効に活用させて頂き、全体の食堂といいますか、全員で食事をとれるような食堂を作りたいということと合わせ、ご家族等ともやはり懇談をする場も当然必要だというふうに考えておりますので、一部やはり談話室的なそういったスペースも設けたいなと考えております。

また合わせて、今回、CCRC構想の中で、今回住まいも合わせた形の住宅ということを位置付けたいと考えておりますので、入居される方が自由に趣味等々も出来るようなスペースといいますか、そういった部分、生きがいを持って、その場でお暮しを頂けるための何かスペースを作っていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、今後、実施設計を進めるにあたって、よりこの内容をベースにしながら、入居される方々が、少しでも安らげる、生きがいを持って、生活できる場ということをベースにしながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

森岡議員。

● 6番

実施設計の中、詳細についてと時期等について、今、ご答弁頂きましたので理解を致 しました。

それで、12月の今、定例議会終わって、3月いっぱいということでありますので、3月の定例議会の時には、これに関わる提案は出てこないのかなと思いますけれども、今後のスケジュールとして、例えば、病院の病床を減らしたり、用途を変更するための条例改正なども必要になってくるんじゃないのかなと思いますけれども、今後のそちらの進める、今、計画しているスケジュールについて、ちょっとご説明を頂きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の2点目のご質問でございますが、今のところの予定ということでご了承頂きたいと思っておりますが、今後、実施設計を進めるにあたって、先ほど申し上げましたように今年度中に、実施設計を上げるということになるとしました場合、ギリギリに、例えば、年度までかかったとした場合の話になりますけれども、その時点で、やはり工事費は実施設計が完了しないと工事費は出ないだろうというふうに考えております。

そういったことを考えますと、どうしても当初予算、3月の、来年度の当初予算の予算の中では間に合わないかなというように考えておりますので、いずれにしましても、 実施設計が完了し、ある程度の工事の積算が出来た段階で、28年度の早いうちに補正 予算等々で対応させて頂きたいということが1点でございます。

それと合わせて、色々な手続きの関係がございますが、まず、この96床を今回50 床に削減するという中でいきますと、今後の工事の進捗状況にもよりますけれども、そ の中で、どの時点にその条例改正なり、あと国、道への開設変更許可申請を上げていく かというタイミングになるかと思っておりますが、その工事が入る前には、許可を頂か なければならないというふうに考えているところでございますので、それからいきます と、やはり3月4月ぐらいに1度、まずベッド数の削減に対する条例改正なり、変更許 可を申請し、許可を頂き、工事に入るということになるかと思います。

それと合わせて、その時点で同時にサービス付高齢者住宅の関係も合わせて、手続きが出来ればいいんですけれども、場合によってはまずベッド数の変更許可なりを出し、 その後に次にサービス付高齢者住宅に関する条例改正なりをしなければならないのかな というふうに今のところ考えているところでございます。

なお、ベッド数の開設変更許可と、サービス付高齢者住宅の変更の許可の所管が全く違いまして、病院については、厚生労働省サイドに対する申請になりますが、サービス付高齢者住宅についての所管は国土交通省の所管になっておりますので、いずれにしましても別々の手続きが出てくるのかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長

その他ございませんか。 大矢議員。

●8番

今の森岡議員と同じく病院の関係なんですけれども、高齢者住宅を病院で取り組むというのは、全国でも初めての取り組みなんだろうと思います。

これに、研修するといいますか、そういう事例がないということなので、今までどのような視察とか研修をしてきたのかということを聞きたいなというふうに思います。

また、これから具体的な入居費等々を決められていくんだろうと思いますけれども、 今回、工事に出すということですから、当然それなりの設備は、入居予定される入居者 に応じた改修を考えなきゃならないんだろうと思いますので、当然、入居者どのような 方を入居させようとするのか、また、入居者の負担をどのくらいを想定しているのか、 ある程度の大きな掴みはしているものだというふうに思いますので、その辺をどのよう に考えているのか。

それから更に新聞で改修費用7千万、今、森岡議員からの質問でも若干内容はありましたけれども、それの積算のある程度の根拠はどのように掴んだのかをお伺いしたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の大矢議員のご質問3点に分かれているご質問かと思います。

まず、1点目の研修の、今までどのようなところを見てきたかという、参考になるところがということのお話しかと思いますが、今、議員のお話しのとおり、今回うちの計画につきましては、正直申し上げますと、病院の施設の中に、住宅を作るというのは、まずほとんどない、全国的にも事例がないというふうに思います。

よくありますのは、病院の隣の敷地に併設するということは、民間病院含めてあるかというふうに考えておりますのが、今回のケースについては、特にないということなものですから、このような同じ類似の病院施設については、私どもは見てきていないという状況でございます。

ただ、サービス付高齢者住宅という、その住宅の視点で申し上げますと、色々民間で経営している住宅も含め、札幌ですとか今、小樽等々の、石狩市ですか、の中にある民間の住宅の施設は見学をさせて頂いたという経過でございまして、今日も、うちの職員が管内の住宅、視察を今、行っておりますけれども、いずれにしましても、そういったところを参考にさせて頂きながら、私どもで予算の範囲のこともございますけれども、入居者の方が、きっとその住宅に入られて、困らないようにといいますか、ゆったり入居頂けるような設備なり施設にしていかなければならないというふうに考えておりますので、参考になる部分については、十分参考にさせて頂きながら進めていきたいなと考えているところでございます。

それと、入居者の方々、今のところの考え方でございますが、先ほどのCCRC構想との関係とも含めながら色々今後具体的にどういった方々を対象にということを詰めていかなければならないと思っておりますが、今のところは、やはり自立の出来る、または、多少のお世話といいますか、見守りをして頂きながら、自分で生活が出来る方、もしくは、要支援レベル程度の方ぐらいの部分を考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

それで、あと費用等については、これもやはりこの近隣のサービス付高齢者住宅の住

宅色々、私どもも調べているところなんですけれども、大体平均しますと、月に入居費、 共益費、食費合わせまして大体13万から14万ぐらい、入居費等々になっているのか なというふうに考えておりますが、やはり、町営で運営するということも当然ございま すけれども、それに対して、また高くするということにはなかなか難しい状況なのかな というふうに思います。

ただ、逆にうんと安くしてしまうと、収支の関係もございますので、その辺は非常に、 今、どうするべきか、ということについて内部で検討させて頂いております。

ただ、一つ言えることは、低所得者の方に対する、なんらかの支援策というものも一つ考慮に入れておかなければならないかな、というふうに今のところ考えているところでございます。

それと7千万の根拠ということでございますが、これにつきましては、きちっとした 数字の根拠ということではなくて、あくまでも概算中の概算で、ちょっと整理をさせて 頂いたんですが、その時点では大体改修部分で5千万ぐらい掛かるんではないだろうか と、それと今回、合わせて病院の施設の中に住宅を作るということで、病院の管理運営 と住宅の管理上の接点が、どうしても出て参りますので、それに対しては、やはり病院 運営を円滑に進めていく上は、セキュリティー対策というものが非常に大事になってく るというふうに思っております。

そういった意味ではセキュリティーに対する設備費用という言うものもプラスアルファ掛かってくるんではないだろうかということで、プラス2千万ぐらいは掛かるかなということで、合わせて7千万という、掛かるんでないだろうかということでございます。いずれにしましても、今後実施設計で、きちっとした工事費の費用が整理が出来る、数字が出せるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願い致します。

●議長

その他、ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時23分)

●議長

日程第9、議案第4号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

34頁をお開き下さい。

議案第4号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」 総則、第1条、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予 算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老健事業費用44万4千円を減額し2億3,911万3千円。 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第6条に 定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費で16万6千円を減額し1億2、181万1千円。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

本件につきましては、人事異動等による人件費の精査であります。

36頁の収益的支出より説明を申し上げます。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では、人事異動等による人件費の費用精査を行い 16万6千円を減額計上。

経費では、退職手当組合負担金で27万8千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では908万1千円の赤字となりますが、繰越実質収支で959万2千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (15時26分)

●議長

日程第10、議案第5号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算 (第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書38頁をお開き下さい。

議案第5号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」総則、第1条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)

は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算 第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

建設改良事業、福祉車両整備事業外で27万円を減額し1,026万2千円。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、介護老副事業収益8万8千円を減額し3億7,661万1千円。

支出、第1款、介護老副事業費用171万3千円を追加し3億8,200万8千円。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条中、不足する額13万2千円を不足する額43万8千円に、過年度分損益勘定留保資金13万2千円を過年度分損益勘定留保資金43万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入57万6千円を減額し1.324万2千円。

支出、第1款、資本的支出27万円を減額し1,368万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第5条、予算第7条に 定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費で72万9千円を追加し1億6、156万6千円。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

本件につきましては、主に人事異動等による人件費の精査であります。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明致します。

43頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用では、人事異動等による人件費の費用精査により、給与費で72万9千円を追加計上。

経費では、施設内修繕費68万円、退職手当組合負担金14万6千円、施設利用者医療費等で2万円、合計84万6千円を追加計上致しております。

事業外費用の高齢者生活福祉センター費では、浴場用ろ過装置制御盤修繕費ほかで、 13万8千円を追加計上致しております。

次に、収益的収入について説明を申し上げます。

42頁をお開き下さい。

介護老福事業収益の事業外収益では、臨時職員社会保険料自己負担分の精査で8万8 千円を減額計上。

次に、資本的支出ですが44頁。

資本的支出の建設改良費、資産購入費では、ディサービス送迎バス更新に係る費用精 査で27万円を減額計上致しております。

資本的収入の企業債では、ディサービス送迎バス更新に係る財源の精査を行って、特別地方債で110万円、過疎債で100万円、合わせて210万円を減額計上し、負担金では、同じくディサービス送迎バス更新に伴う一般会計負担金152万4千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では45万7千円の赤字となりますが、繰越実質収支では2,903万3千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 請願第1号の上程・付託

(15時31分)

●議長

日程第11、請願第1号「TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。 事務局長。

●事務局長

(請願第1号 朗読)

●議長

紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。

竹森議員。

●2番

紹介議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

TPPの交渉につきましては、一時は、交渉が漂流するのではないか、との憶測もで ておりましたが、急転直下、10月のアトランタの閣僚会議において大筋合意となり、 発表されました。

政府の合意内容によりますと、農林水産物は、全体の8割が即時もしくは段階的関税 撤廃の対象となっております。

聖域とされていた重要5品目の米や麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖についても3割が 関税撤廃となっています。

しかも、関税が残った重要品目も無税、または低関税の特別輸入枠が設定されるなど高い水準で農畜産物が開放されることとなっています。

農業が基幹産業でありますわが町において、TPP合意について農業者をはじめ多くの人に不信や憤り、不安が広がっているのが現状であります。

TPPは、決して農業だけの問題ではありません。

国民の経済活動や生活全般に広範囲に関わってくる経済連携協定であります。

それにもかかわらず、政府は合意内容の全容を全て明らかにしないまま、国内対策の 議論を進めています。

つきましては、TPP交渉の徹底した情報公開と、国会決議との整合性について検証 し、その説明責任を果たすこと。また、国会決議に反すると判断された場合、TPP合 意を撤回することを政府に求めるものです。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、12月17日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号については12月17日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定 しました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月17日は、議案調査及び委員会開催のため休会としたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月17日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。

なお、12月18日は10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(15時36分)

平成27年第4回奈井江町議会定例会(最終日)

平成27年12月18日(金曜日) 午前10時00分開会

○ 議事日程(第2号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第6号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 3 議案第7号 奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 第 4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 選挙第1号 奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第 6 請願第1号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願 書
- 第 7 意見案第1号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見 書
- 第 8 意見案第2号 砂川警察署の存続を強く求める意見書
- 第 9 意見案第3号 北海道警察の警察官の増員を求める意見書
- 第10 意見案第4号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 第11 意見案第5号 介護報酬の見直し等に関する意見書
- 第12 意見案第6号 子ども医療費助成に対する国保の国庫負担減額の廃止と国の 制度化を求める意見書
- 第13 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第14 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第15 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員(8名)

1番	大 関 光 敏	2番	竹	森		毅
3番	遠藤共子	4番	石	JI	正	人
5番	三浦 きみ子	7番	笹	木	利 津	子
8番	大 矢 雅 史	9番	森	山		務

○ 欠席議員(1人)

6番 森岡新二

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名(17名)

 町
 長
 北
 良
 治

 副
 町
 長
 三
 本
 英

博文 教 育 長 萬 会 計 管 理 者 篠 田 茂 美 ふるさと振興参事 碓 井 直 樹 相澤 まちづくり課長 公 小澤克則 くらしと財務課長 おもいやり課長 馬場和浩 ふるさと商工課長 誠 横山 ふるさと創生課長 石 塚 俊 也 大 津 一 由 まちなみ課長 健康ふれあい課長 小 澤 敏 博 やすらぎの家施設長 表 久 義 静 教育 次長 山崎 中野浩二 代表監査委員

〇欠席した者の氏名(1名)

くらしと財務課長補佐 秋 葉 秀 祐

○ 職務のために出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 岩口 茂庶 務 係 長 栗山 ひろみ

(10時00分)

開会•挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会最終日となりましたが、ご出席大変ご苦労さまでした。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員 を指名します。 日程第2 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第2、議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

46頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

奈井江町税条例の一部改正、第1条、奈井江町税条例の一部を次のように改正する。 平成27年12月16日提出、奈井江町長。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、町の徴収金の徴収猶予の申請手続きなどの規定について、改正をするため、町税条例の一部を改めようとするものでありますので、よろしくご審議をお願い致します。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

よろしくお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

おはようございます。

本日の定例会出席、お疲れさまでございます。

議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」の内容につきまして、ご説明 を致します。

今回の条例改正につきましては、徴収の猶予制度について、国税の制度改正と同調し、納税者の負担軽減や、的確な納税の履行を確保するため、町税条例に関係規定を追加するものでございます。

また、あわせてマイナンバー制度の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。 はじめに、第1条で、町税条例の一部改正の内容を謳ってございますが、地方税法で は、納税者が災害、病気、事業廃止など、一定の事由に該当する場合は、1年以内の期 限に限り、徴収を猶予することができることが規定されており、第8条において、その 場合の分割納付の方法、徴収猶予期間の延長をした場合の取り扱い等について、規定を 追加するものでございます。 47頁の第9条では、徴収猶予を申請する場合の申請書記載事項、添付書類等について、48頁下段の第10条では、徴収猶予の取り消しについて、規定を追加するものでございます。

49頁上段の第11条、第12条では、滞納処分により差し押さえを行った財産の公売処分の執行を延期する「換価の猶予」の手続き等について、規定を追加するものでございます。

51頁下段の第149条の3の2第1項、第152条第3項については、マイナンバー制度の実施に伴い、国民健康保険税の「特例対象被保険者等に係る届出書」「保険税の減免申請書」に個人番号等を付記する必要があることから、関係規定を改正するものでございます。

次に、52頁の第2条関係につきましては、本年4月の臨時町議会でご承認を頂きました町税条例等の一部改正の改正でございまして、マイナンバー制度実施に伴う、所要の改正を行うものでございます。

次に、附則の第1条では、本条例の施行期日を明年4月1日と規定しておりますが、本案のうち、第1条中のマイナンバー制度関係の改正規定については明年1月1日、第2条の改正規定については公布の日から施行することを規定してございます。

附則の第2条では、徴収猶予、換価の猶予についての経過措置として、この条例の施 行日前に手続きされたものは、従前の例によることを規定してございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、ご説明申 し上げました。

よろしくご審議のほど、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第3、議案第7号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の54頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

本件につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関して必要な事項を定めるために、制定しようとするものでありますが、マイナンバーにつきましては、その使用範囲を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号利用法により定められている一方で、自治体が社会保障などの分野で条例で定めるものについては、提供制限が除外されるとなっております。

そこで奈井江町においては、事務の効率化と住民サービスの向上を図るために、子ども医療費等の給付事務、児童生徒等への就学援助事務を行う際に、地方税や住民票関連の特定個人情報の利用を可能とするため、本条例を定めるものであります。

なお、附則において、この条例の施行を28年1月1日からとしております。

以上、奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について説明致しましので、よろしく ご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

連日、定例会大変ご苦労さまでございます。

それでは、「人権擁護委員の推薦について」を申し上げます。

奈井江町人権擁護委員、山下俊之氏及び堀則文氏が、平成28年3月31日をもって 任期満了となりますので、後任に堀則文氏、中野忠雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委 員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の意見を諮うところでございます。

平成27年12月16日提出、奈井江町長。

なお、履歴については、60頁61頁に記載されておりますので、よろしくご審議の上、ご同意の程をお願い申し上げる次第でございます。

説明が終わりましたが、この審議、採決は1人1人について行います。 最初に、堀則文氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

堀則文氏について採決します。

堀則文氏を、人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

堀則文氏を、人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することに決定しました。

次に、中野忠雄氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

中野忠雄氏について採決します。

中野忠雄氏を、人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

中野忠雄氏を、人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することに決定 しました。

日程第5 選挙第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第5、選挙第1号「奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」 を行います。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(選挙第1号朗読)

●議長

おはかりします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第 2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、小林善幹氏、加藤波留美氏、桃木良子氏、鈴木正憲氏、以上の方 を指名します。

おはかりします。

只今、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名しました小林善幹氏、加藤波留美氏、桃木良子氏、鈴木正憲氏、以上の方 が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員の補充員には、鈴木敏正氏、業天泰美氏、首藤勝義氏、山﨑由美子氏、 以上の方を指名します。

おはかりします。

只今、議長が指名しました方を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異 議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名しました鈴木敏正氏、業天泰美氏、首藤勝義氏、山﨑由美子氏、以上の方 が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についておはかりします。

補充の順序は、只今、議長が指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

補充の順序は、只今、議長が指名しました順序に決定しました。

日程第6、請願第1号「TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書」を議題とします。

本請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されて おります。

常任委員会報告書について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

それでは、まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

12月16日本会議において付託されました、請願第1号「TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書」の審査を、17日役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、ご報告申し上げます。

補佐人として、奈井江町農民協議会 委員長 笹木謙一郎 氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)を含む7件の意見書(案)についても、審議したことをご報告申し上げます。

審議した結果、6件の意見書(案)を、今定例会に意見案として提案することと致しましたので、あわせてご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

●議長

請願第1号「TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第7、意見案第1号「TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意 見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。 事務局長。

●事務局長

(意見案第1号朗読)

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第8、意見案第2号「砂川警察署の存続を強く求める意見書」を議題とします。 事務局長に一部を省略し、朗読させます。 事務局長。

●事務局長

(意見案第2号朗読)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。 4番石川議員。

● 4 番

只今の、砂川警察署の存続を強く求める意見書について、補足説明をさせて頂きます。 安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民及び地域住民全ての願いであり、その為 の地域社会に密着した警察業務は、地域になくてはならないものであります。

現在、北海道警察では、警察署の再編整備計画案を検討しておりますが、本意見書は計画案の中で、砂川警察署を隣接警察署と統合することについて計画案から削除することを強く要求するものです。

凶悪犯罪は、都市や地方において分け隔てなく発生しており、砂川警察署管内においても、全国的に注目された凶悪な交通犯罪事件を始め、重大な事象が続いております。

警察力の強化は、施設の再編統合ではなく、警察官の増員による対応能力の強化が最優先であるべきです。

また、政府の進める地方創生は、都市から地方へ人の移動を促し、人口の偏在を解消しようと努めており、地方であっても人々が安心して暮らせる地域社会の構築と維持を図らなければなりません。

そのためにも地域の治安維持、防犯活動、災害対策の拠点として警察署は大切な施設であります。

そして、警察署の存続は、地方の人口維持に直結し、経済活動の活性化にも寄与する ものであります。

砂川警察署管内は広大な管轄面積を有し、人々の往来も多く、電力供給を担う重要な施設や、空知地域の基幹センター病院があり、地域事情に精通した一定水準の人員、規模を有する警察署の果たす役割には大きなものがあります。

以上、地域住民の意思を尊重して、地域が望む形で警察署の機能強化が図られること を強く要望するために、砂川警察署の存続を強く求める意見書を提出致します。

全議員のご賛同をもって、可決決定されるよう、お願い致します。

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第9、意見案第3号「北海道警察の警察官の増員を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。 事務局長。

●事務局長

(意見案第3号朗読)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。 4番石川議員。

● 4番

只今の、北海道警察の警察官の増員を求める意見書について、補足説明をさせて頂きます。

国民が安心して暮らせる地域社会は、国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民すべての願いであります。

近年、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪や、振り込め詐欺など多種多様な犯罪により、 子供、女性、高齢者等が被害に遭う犯罪が多発し、国民が安全と安心を実感できる「体 感治安」の回復は、依然として厳しい情勢にあります。

更に、犯罪のグローバル化や匿名性の高い犯罪の増大など、警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増しています。加えて、我が国を取り巻く国際情勢は大きく変化しております。

これらに的確に対応するために、警察全体の事態対処能力を強化することが必要となっています。

これらの情勢を踏まえ、国内各地の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の、充実・確保・強化を図らなければなりません。

また、警察機能は、基礎的自治体である市町村が代替できる性質のものではなく、過 疎化・高齢化により防犯対応能力が比較的弱くなった人々が、多く住んでいる過疎地域 こそ、必要な体制をしっかり確保しておくべきものであります。

広大な面積を有し、特殊性のある北海道では、警察活動にも多くの時間を要するといった特有の業務負担を抱えております。

犯罪や事故のない、安心して暮らせる北海道を実現し、子供、女性、高齢者等が犯罪に巻き込まれないようにするためにも、犯罪の起きにくい社会づくりを、強力に進めていかなければなりません。

その根本的な解決策として、道内に存在する69の警察署を中心とした、既存の警察施設に警察官を増員し、過疎化・高齢化地域における防犯力を維持し、過疎化・高齢化による地域の防犯対応力の低下に、歯止めをかけることが強く求められます。

更に、政府の進める地方創生の施策である、都市から地方へ人材の還流や、地方移住を推進し、地方に住む人々が安心して生活を送れるように、地方に存在する既存の警察施設に警察官を増員し、地域の人口減少を抑止するとともに、地域の人々と一緒に治安環境を整えることは急務であります。

よって、北海道警察の警察官の増員を求めることを強く関係機関に要望するものであります。

全議員のご賛同をもって可決決定されるよう、お願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。 本案は、提案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第10、意見案第4号「マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体 の負担軽減を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第4号朗読)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。 7番笹木議員。

● 7 番

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の 提出に対して、補足説明をさせて頂きます。

既に町民には、通知カード・カード交付申請書が郵送されていることと思います。

この直接のカード交付経費、地方公共団体情報システム機構へは、補助率100%が 設置される一方で、今後、各自治体が行うカード交付事務に係る経費については、個人

カード事務費補助金が設置されております。

しかしこれは、平成26年から27年までに国がシステムの改修費として交付したのは、かかる経費の3/4、また平成28年度分として国から現在示されている補助率は2/3となっております。

本来全額が国庫負担であるべきところ補助率が定められることにより自ずと市町村が財源負担を強いられることになります。

残る部分については、普通交付税に算定されるとのことでありますが、交付税はそも そも地方固有の財産であり、ここから拠出すること自体が誤りであります。

このほか、総務省からマイナンバー制度の導入に伴って、システム・セキュリティを 現在より更に強固にすることを求められておりますが、国から交付される財源措置については、かかる経費の1/10程度を上限に留められ、一方でセキュリティ対策の全容について明確に示されておりません。

国として、今後のマイナンバー制度のスムーズな導入に向け、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費の全額予算措置をはじめ、補助金交付やシステム改修フローなど、制度導入のために必須である情報を随時適切に提供することを、要望するとともに、配達できなかった簡易郵便書留の受取人の所在調査に要する経費、詐欺の防止や個人カード番号の交付推進のための周知広報に対する支援等も不可欠であります。

特に、町民の安全・安心を担保するためのセキュリティ対策は大変重要と考えますので、国として一日も早くセキュリティ対策の全容を示し、自治体の現場で混乱のないよう施策の推進ができること、また、マイナンバー制度は、すでにスタートした施策であります。

今後予想される町の負担額も出ていない状況ですが、奈井江町においてもいち早く国に対して自治体の軽減を求めるべく、今回の意見書の提出とさせて頂きましたので、全議員のご賛同で、可決決定して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第4号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時33分)

●議長

日程第11、意見案第5号「介護報酬の見直し等に関する意見書」を議題とします。 事務局長に一部を省略し、朗読させます。 事務局長。

●事務局長

(意見案第5号朗読)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。 5番三浦議員。

●5番

介護報酬の見直し等に関する意見書の補足説明をさせて頂きます。

平成27年度に実施されました介護報酬の改定は、介護サービスの充実のプラス 0.56%、処遇改善のプラス 1.65%を除くとマイナス 4.48%の大幅なマイナス改定となりました。

これによりまして、全国で、地域によっては住民の介護サービスの低下を招くとの声が上がっています。

医療介護総合確保法により、国が介護保険制度の運営を自治体に任せようとする中、 住民の命を守り、地域の介護システムを維持させるためには、介護労働者の大幅な処遇 改善が不可欠だと考えます。

したがいまして、国において、誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現を基本 にした、介護報酬の見直し等を行うよう強く要望致しまして、本意見書を提出致します。 どうか全議員の賛成を頂きたくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第5号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第12、意見案第6号「子ども医療費助成に対する国保の国庫負担減額の廃止と、 国の制度化を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第6号朗読)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。 5番三浦議員。

● 5 番

子ども医療費助成に対する国保の国庫負担減額の廃止と、国の制度化を求める意見書の補足説明をさせて頂きます。

高校卒業までの医療費無料化にいち早く取り組んだ本町では、所得の違いに関係なく、 すべての子どもの健康を守るうえで大きな役割を果たしているとして、町民から歓迎さ れております。

ところが、国は、独自に窓口無料化をしている自治体に対し国保の国庫負担減額を行っており、全国知事会も、少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るもの、として廃止を求め続けています。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、子どもの貧困が広がるなか、いよいよ緊急の課題になっています。

したがいまして、子ども医療費助成に対する国保の国庫負担減額の廃止と、国の制度 化を強く求めるため、本意見書を提出致します。

どうか全議員の賛成を頂きたくお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第6号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第13 調査第1号の上程・付託

(10時39分)

●議長

日程第13、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。 事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号朗読)

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第14 調査第2号の上程・付託

(10時41分)

●議長

日程第14、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を 議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号朗読)

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題と します。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号朗読)

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。 平成27年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。 皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時43分)